

# 2017

JAアルプスの現況

平成28年度アルプス農業協同組合ディスクロージャー誌

ディスクロージャー

# *Disclosure*

# J A 綱領

## — わたしたち J A のめざすもの —

わたしたち J A の組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは

1. 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
1. 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
1. J A への積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
1. 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、J A を健全に経営し信頼を高めよう。
1. 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。

# 21世紀の協同組合原則に関する I C Aの声明

—— J A全中訳 ——

## 定義

協同組合とは、人々が自主的に結びついた自律の団体です。人々が共同で所有し民主的に管理する事業体を通じ、経済的・社会的・文化的に共通して必要とするものや強い願いを充たすことを目的にしています。

## 価値

協同組合は、自助、自己責任、民主主義、平等、公正、連帯という価値に基づいています。組合員は、創始者達の伝統を受け継いで、正直、公開、社会的責任、他者への配慮という倫理的な価値を信条としています。

## 原則

協同組合は、その価値を実践していくうえで、以下の原則を指針としています。

### 第1原則：自主的で開かれた組合員制

協同組合は、自主性に基づく組織です。その事業を利用することができ、また、組合員としての責任を引き受けようとする人には、男女の別や社会的・人種的・政治的あるいは宗教の別を問わず、誰にでも開かれています。

### 第2原則：組合員による民主的な管理

協同組合は、組合員が管理する民主的な組織です。その方針や意思は、組合員が積極的に参加して決定します。代表として選ばれ役員を務める男女は、組合員に対して責任を負います。単位協同組合では、組合員は平等の票決権（一人一票）を持ち、それ以外の段階の協同組合も、民主的な方法で管理されます。

### 第3原則：組合財政への参加

組合員は、自分達の協同組合に公平に出資し、これを民主的に管理します。組合の資本の少なくとも一部は、通例、その組合の共同の財産です。加入条件として約束した出資金は、何がしかの利息を受け取るとしても、制限された利率によるのが通例です。

剰余は、以下のいずれか、あるいは、すべての目的に充当します。

- できれば、準備金を積立ることにより、自分達の組合を一層発展させるため。なお、準備金の少なくとも一部は、分割できません。
- 組合の利用高に比例して組合員に還元するため。
- 組合員が承認するその他の活動の支援に充てるため。

### 第4原則：自主・自立

協同組合は、組合員が管理する自律・自助の組織です。政府を含む外部の組織と取り決めを結び、あるいは組合の外部から資本を調達する場合、組合員による民主的な管理を確保し、また、組合の自主性を保つ条件で行います。

### 第5原則：教育・研修、広報

協同組合は、組合員、選ばれた役員、管理職、従業員に対し、各々が自分達の組合の発展に効果的に寄与できるように教育・研修を実施します。協同組合は、一般の人々、一なかでも若者・オピニオン・リーダー—にむけて、協同の特質と利点について広報活動します。

### 第6原則：協同組合間の協同

協同組合は、地域、全国、諸国間のさらには国際的な仕組みを通じて協同することにより、自分の組合員に最も効果的に奉仕し、また、協同組合運動を強化します。

### 第7原則：地域社会への関わり

協同組合は、組合員が承認する方針に沿って、地域社会の持続可能な発展に努めます。

# 目 次

## ごあいさつ

1. 経営理念	1
2. 経営方針	1
3. 経営管理体制	1
4. 事業の概況（平成28年度）	2
5. 農業振興活動と地域貢献情報	3
6. リスク管理の状況	4
7. 自己資本の状況	13
8. 主な事業の内容	13

## 【経営資料】

### I 決算の状況

1. 貸借対照表	19
2. 損益計算書	20
3. キャッシュ・フロー計算書	21
4. 注記表	22
5. 剰余金処分計算書	32
6. 部門別損益計算書	33

### II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	35
2. 利益総括表	36
3. 資金運用収支の内訳	36
4. 受取・支払利息の増減額	36

### III 事業の概況

#### 1. 信用事業

##### (1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高	37
② 定期貯金残高	37

##### (2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高	37
② 貸出金の金利条件別内訳残高	37
③ 貸出金の担保別内訳残高	37
④ 債務保証見返額の担保別内訳残高	38
⑤ 貸出金の用途別内訳残高	38
⑥ 貸出金の業種別内訳残高	38
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	38
⑧ リスク管理債権の状況	39
⑨ 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況	39
⑩ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況	39

##### ○ 「リスク管理債権」「金融再生法に基づく開示債権」と

「自己査定における債務者区分」との関係

⑪ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	41
⑫ 貸出金償却の額	41

##### (3) 内国為替取扱実績

##### (4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高	41
② 商品有価証券種類別平均残高	41
③ 有価証券残存期間別残高	42

##### (5) 有価証券等の時価情報等

① 有価証券の時価情報等	42
② 金銭の信託の時価情報等	42
③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、 有価証券関連店頭デリバティブ取引	42

#### 2. 共済取扱実績

(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高	43
(2) 医療系共済の入院共済金額保有高	43
(3) 介護共済の介護共済金額保有高	43
(4) 年金共済の年金保有高	43
(5) 短期共済新契約高	43

3. 経済事業取扱実績	
(1) 買取購買品取扱実績	44
(2) 受託販売品取扱実績	44
4. 指導事業	44
IV 経営諸指標	
1. 利益率	45
2. 貯貸率・貯証率	45
V 自己資本の充実の状況	
1. 自己資本の構成に関する事項	45
2. 自己資本の充実度に関する事項	47
3. 信用リスクに関する事項	48
4. 信用リスク削減手法に関する事項	50
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	50
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	50
7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	51
8. 金利リスクに関する事項	52
【役員等の報酬体系】	
1. 役員	54
2. 職員等	54
3. その他	54
【JAの概要】	
1. 機構図	55
2. 役員一覧	56
3. 組合員数	57
4. 組合員組織の状況	57
5. 特定信用事業代理業者の状況	57
6. 地区一覧	57
7. 店舗等のご案内	58
組合単体法定開示項目掲載ページ一覧	59
VI 連結情報	
1. グループの概況	
(1) グループの事業系統図	60
(2) 子会社等の状況	60
(3) 連結事業概況（平成26年度）	60
(4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標	60
(5) 連結貸借対照表	61
(6) 連結損益計算書	62
(7) 連結キャッシュ・フロー計算書	63
(8) 連結注記表	64
(9) 連結剰余金計算書	65
(10) 連結事業年度のリスク管理債権の状況	65
(11) 連結事業年度の事業別経常収益等	65
(12) 財務諸表の正確性等にかかる確認書	66
2. 連結自己資本の充実の状況	
(1) 自己資本の構成に関する事項	67
(2) 自己資本の充実度に関する事項	69
(3) 信用リスクに関する事項	70
(4) 信用リスク削減手法に関する事項	73
(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	73
(6) 証券化エクスポージャーに関する事項	73
(7) オペレーショナル・リスクに関する事項	73
(8) 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	74
(9) 金利リスクに関する事項	74
組合連結法定開示項目掲載ページ一覧	75

（注）本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。  
 本書内表示単位金額未満を切り捨てて表示している箇所があります。計の記載金額について記載項目の合計と一致しない箇所がありますのでご了承ください。

# ごあいさつ



アルプス農業協同組合

代表理事組合長

伊藤 孝邦

組合員の皆様をはじめ、JAアルプスご利用のお客様には格別のお引立てを賜り厚く御礼申し上げます。第22事業年度の当JAの基本方針や事業につきまして、よりご理解を頂くため「JAアルプスの現況（ディスクロージャー誌）」を作成しましたので、ご報告申し上げます。

日本経済は、緩やかに回復基調にあるといわれていますが、まだまだ先行き不透明な状況が続いています。

一方農業情勢は、平成30年からの米政策の見直しや農業の成長産業化を図るための改正農協法が施行され、「農協改革」「自己改革」を実践し農業者の所得向上に取り組んでいます。

信用事業について、貯金は892億円と前年対比13億円増加しました。今後とも地元の身近な金融機関として渉外体制の充実を図り、引き続き貯金の増強に努めてまいります。また貸出金については、各支店におきまして毎月住宅ローン相談会を開催し、皆様のニーズに応じたローンの提供に努めてまいりましたが、127億円と前年対比5億円減少しました。

また、不健全債権につきましては回収管理及び固定化債権の流動化に努めているところです。信用事業は、JAセーフティネットと当JAに対する大きな信頼を背景に堅調に推移しております。

その結果、収支面では、各事業部門の収支合計である事業総利益（18億25百万円）から事業管理費（17億16百万円）を差引いた事業利益は1億8百万円（前年対比12百万円増）、当期の業績を示す経常利益では1億76百万円（前年対比8百万円増）となりました。最終的な未処分剰余金としては1億56百万円となり、出資配当1%及び事業分量配当として米1俵（60kg）あたり100円、また経営基盤強化のためリスク管理積立金を内部留保させて頂きました。

財務の健全性指標である自己資本比率については、平成28年度期末13.60%（JAバンクシステム自主ルール8.0%、国内基準4.0%、平成27年度期末13.68%）となり、引き続き財務面は健全性を維持しております。

今後とも農業・農協を取り巻く環境の厳しさが想定される中、JAの総合性を発揮し地域貢献に努め、農業構造の変化に対応した取り組みを展開し、皆様の負託に応えられるよう努めてまいります。

最後になりましたが、今後とも組合員そして地域の皆様の深いご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

# 1 経営理念

---

## 〔基本理念〕

- ◇ 明るく元気で地域に親しまれ、信頼されるアルプス農協の実現をはかる

## 〔基本姿勢〕

- ◇ 役職員は事業に対して率先垂範する

# 2 経営方針

---

## 〔基本事項〕

明るく元気で地域に親しまれ、信頼されるアルプス農協の実現

## 〔重点取組事項〕

1. 中期3カ年計画に基づいた事業展開
2. 経済事業における内部管理体制の強化
3. 組織基盤強化への取組
4. 人材育成・資質向上と活力ある職場づくり

# 3 経営管理体制

---

## ◇ 経営執行体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、信用事業について専任担当の理事を置くとともに農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

## 4 事業の概況（平成28年度）

### ◇ 組合の事業活動の概況に関する事項

#### 《管理部門》

理事会は毎月開催し、総代会により委任を受けた事項、定款で定められている事項並びに重要案件について審議いたしました。監事は理事会に毎回出席するとともに、定款及び監事監査規程に則り、事業運営全般にわたり上半期と期末の2回定期監査を実施し、理事会に監査報告書を提出いたしました。また透明性ある農協運営の一環として10月に上期事業報告会を4会場で開催いたしました。

固定資産処分では、大森共乾格納庫土地、山加積4号倉庫土地を売却いたしました。また、組合員の皆様の健康増進の一環として開催した第4回ウォーキング大会（6月）には多数の皆様の参加をいただきました。

#### 《信用事業》

貯金残高は、夏・冬期に県下統一キャンペーンの実施、年金指定口座の獲得に取り組み、892億円と前年対比13億円増加しました。今後とも地元の身近な金融機関として渉外体制の充実を図り、貯金の増強に努めてまいります。

また、貸出金については、3支店において毎月住宅ローン相談会の開催、農業融資ローンなど、皆様のニーズに応じたローンの提供に努めてまいりましたが127億円と前年対比5億円減少しました。

#### 《共済事業》

共済事業では、「ひと・いえ・くるまの総合保障」の確立に、共済渉外担当（LA）を中心に、組合員・利用者への3Q訪問活動を通じて、あんしんチェックの実施と保障提案、また共済未加入者に対する保障提案活動を通じ、新しい加入者拡大に努めました。

共済の新契約高及び保有高等につきましては、以下のとおりとなりました。

##### <新契約高等>

満期共済金額合計（終身含む）	578,353万円	（対前年度比133.1%）
保障共済金額合計（終身含む）	1,277,211万円	（対前年度比 96.6%）
新規共済契約者数（長期共済及び自動車共済合計）	404人	（前年度379人）
新規被共済者数 生命総合共済（年金共済を除く）	306人	（前年度263人）
年金共済	68人	（前年度 53人）

##### <保有高等>

保障共済金額合計	29,850,622万円	（対前年度比 96.1%）
生命・建更共済金額合計	6,860,951万円	（対前年度比 101.7%）
医療系共済 入院共済金額合計	3,186万円	（対前年度比 112.0%）
介護系共済 介護共済金額合計	115,884万円	（対前年度比 124.1%）
年金共済 年金年額合計	203,943万円	（対前年度比 98.7%）
自動車共済 共済掛金合計	32,547万円	（対前年度比 95.3%）
共済契約者数（長期共済及び自動車共済合計）	19,104人	（前年度 19,034人）

#### 《購買事業》

営農組織等（担い手）へ農地の集積が進み、肥料・農薬・農機具等の生産関連は、価格競争の激化等により実績は前年比67百万円の減少。生活関連でも石油類の価格の引下げ等により、実績は前年比289百万円減少しました。

全体の供給高は38億88百万円と前年比3億57百万円の減少となりました。

#### 《販売事業》

28年産米の作況指数は「106」の良となりました。品質においては富山県下のうるち米1等比率90.4%に対し、管内は乳白粒・除青未成熟粒などの混入により89.5%と低迷しました。

販売実績は42億95百万円と昨年より1億84百万円増加しました。米の作柄が良かったこと、平成28年産米概算金が前年より700円上がったことによるものです。また野菜の販売額は2億12百万円で前年比5百万円増、畜産の販売額は2億73百万円で前年比46百万円の増加となりました。

#### 《利用事業》

28年度の立山カントリーエレベーター稼働率は当初78%を目標としていましたが85%となりました。今後とも利用率向上に向け取り組んでまいります。育苗施設では、117,000枚（前年比1,000枚増）の苗を取扱しました。

#### 《指導事業》

平成28年は、育苗期間中に2度（4/17・5/3～4）の強風発生により甚大な被害が発生しましたが、その後の管理が徹底され苗の障害等は最小限に抑えられました。近年の温暖化現象に対し「土づくり」を基本とした「J A アルプス米品質向上生産運動」を展開し、その一環として米の成分分析結果と「土壌分析診断による施肥提案」と合わせて「天候に左右されない土づくり」を中心に進めてきました。

生活福祉関係では、食と農を守る活動・高齢者助けあい活動・生活文化活動・健康管理活動・組織強化活動に取り組んできました。特に組合員の健康を守る活動としての日帰り人間ドック検診は895名（前年受診者842名）が受診されました。高齢者福祉事業では、訪問介護利用者数月平均25名（前年24名）、介護提供時間月平均284時間（前年290時間）利用があり、心のこもったサービス・質の向上に努めました。

#### 《子会社関連》

㈱J A ファームアルプスは、経営面積72ha（昨年度48ha）を受託いたしました。既存の担い手等と将来に向けての話し合いや利用調整を行い、不作地等の解決や持続的農業の発展に寄与できるよう努めてまいります。

㈱アルプス企画は、一部改装により小ホールを設けて家族葬・法要にご利用いただいております。取扱件数は81件（前年97件）でした。

組合員の皆様のご利用とご協力に感謝申し上げますとともに、今後も厳しい経営が予想されますが、皆様の深いご理解とご協力をお願い申し上げます。



## 5 農業振興活動と地域貢献情報

### ◇ 協同組合の特性

当JAは、滑川市、上市町、立山町、舟橋村を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当JAの資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当JAでは資金を必要とする組合員の皆さま地方公共団体などにもご利用いただいております。

当JAは、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。また、JAの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として農業や助け合いを第一に農業協同組合らしい各事業を推進すべく、財務管理、人材開発を行い社会貢献に努めています。

### ◇ 農業関係の持続的な取り組み

- ・アルプス米品質向上運動の継続及び支援
- ・天候に左右されない土づくり運動の継続及び支援
- ・米成分分析の継続と良質米生産体制の構築
- ・Eメールによる営農情報（水稻）の提供
- ・環境汚染対策（廃農薬、廃プラスチックの回収運動等）
- ・不作付地の解消運動

### ◇ 安全・安心な農産物づくりへの取り組み

- ・生産履歴記帳運動
- ・農業生産工程管理（GAP）手法の導入
- ・農薬の安全使用遵守の周知徹底

### ◇ 担い手・地産地消・食育への取り組み

- ・農業所得向上（農業コストの削減）
- ・契約栽培米の取り組み
- ・意欲ある担い手の育成、確保
- ・出向く体制の整備（TAC活動強化）
- ・複合経営の推進（地域重点振興作物：白ねぎ・サトイモ）
- ・農協直売所や学校給食による地産地消促進
- ・農業祭の開催

### ◇ 地域からの資金調達の状況

組合員をはじめ地域の皆さまからお預りした貯金の残高は、89,272百万円（うち定期積金の残高は2,377百万円）となっております。

なお、資格別の貯金・定期積金の残高の内訳は次のとおりです。

（単位：百万円）

区 分	金 額
組 合 員 等	72,360
そ の 他	16,911
合 計	89,272

### ◇ 地域への資金供給の状況

#### (1) 貸出金残高

組合員をはじめ地域の皆さまへの貸出金の残高は、12,735百万円となっております。JAは地域金融機関として、地域社会の発展と豊かな暮らしの実現に貢献することを使命と考え、農業資金、事業資金や個人向けのご融資に積極的に対応してまいりました。資格別の貸出金残高の内訳は次のとおりです。

（単位：百万円）

区 分	金 額
組 合 員 等	8,329
地 方 公 共 団 体 等	3,718
そ の 他	687
合 計	12,735

#### (2) 制度融資取扱状況

農業制度資金とは、農業経営に必要な資金を低利で利用できる融資制度です。

農業制度資金には大きく分けて、国や地方公共団体が、①JA等民間金融機関の資金を原資とする貸付けに利子補給等を行うもの、②財政資金を直接貸し付けるもの、③財政融資資金などを原資とするものの3タイプがあります。

## ◇ 文化的・社会的貢献に関する事項（地域とのつながり）

### （1）文化的・社会的貢献に関する事項

- 組合員健康増進活動への協賛
- 学校給食への地元農産物の提供支援（地産地消への取組）
- 食農教育に係る教材本の贈呈
- 親子のつどい等教育活動への助成
- 交通安全運動の推進
- 各種農業関連イベントや、地域活動への協賛・後援
- 高齢者福祉活動や各種ボランティア活動への参加
- 融資（ローン）相談会の開催
- 法律相談（弁護士による）の取次ぎ
- 税務相談会（税理士による）の実施
- 絵、書道や作文のコンクールを開催
- 日本赤十字社の献血への積極的参加

### （2）利用者ネットワーク化への取り組み

- 年金友の会 当JAで年金をお受取りの皆さまを対象に旅行や文化活動の実践
- 共済友の会親睦会の開催
- ウォーキング大会
- パークゴルフ大会
- ゲートボール大会 地域の大会へ参加するとともに、アルプス組合長杯を開催
- 住民運動会への協賛

### （3）情報提供活動

- 農協だより(広報誌)刊行による組合員への情報の提供
- ホームページを通じた情報の提供  
ホームページアドレス <http://ja-alps.jp/>

## ◇ 地域密着型金融への取り組み

### （1）農業者等の経営支援に関する取組み方針

- 農業技術・生産性向上に向けた各種研修会の実施、低利の農業関連融資の普及・推進活動に取組み担い手経営体や農業者等のニーズを把握し、サービスを普及していきます。

### （2）農業者等の経営支援に関する態勢整備

- 農業者の金融ニーズに応えるための農業融資担当者の研修会を実施し、また、農業者からの幅広いニーズに応えるため、JAバンク農業金融プランナーを配置するなどし、農業者からの幅広い相談に応じることができるよう体制整備を行っています。

### （3）農山漁村等地域活性化のための融資を始めとする支援

- 融資部門と営農経済部門が連携し農業融資・資金提案を行い、また、担い手金融リーダーを設置し、農林中金や行政・関係機関の担い手担当部署と連携する窓口担当者としての役割を發揮するなどして取り組みを行っています。

### （4）ライフサイクルに応じた担い手支援

- 新規就農支援、担い手の信用向上、財務の安定化など農業法人等の発展段階に応じて、資本供与の枠組みであるアグリシードファンドを提案するなどして担い手支援に取り組んでいます。

### （5）経営の将来性を見極める融資手法を始め担い手に適した資金供給手法の取組み

- 農業経営負担軽減支援資金等の負債整理資金を提案し、償還金の負担軽減を図るなどした取組み、また、農業経営改善促進資金（新スーパーS資金）の融資について、農業振興等に貢献するために創設されたJAバンクアグリ・エコサポート基金を通じた利子助成を行うなどして担い手を支援しています。

### （6）農山漁村等地域の情報集積を活用した持続可能な農山漁村等地域への貢献

- 富山県JAにおいては、市町村が作成する「人・農地プラン」について地域再生協議会の事務局又は構成員として、アンケート調査の取りまとめ等を行うなどプラン策定に参画しています。また、地域の小学生の農業に対する理解を促進するため、JAバンク食農教育応援事業を展開し、農業に関する教材「農業とわたしたちの暮らし」の配布や農業体験学習の受入れなどに取り組んでいます。

## 6 リスク管理の状況

### ◇ リスク管理体制

#### 〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策

定し、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

#### ①信用リスクの管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況等の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことで、

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

#### ②市場リスクの管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことで、

当JAでは、これらのリスクを的確にコントロールすることにより、収支及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMへの取組みを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会等を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会及びALM委員会等で決定した運用方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

#### ③資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことで、

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

#### ④オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことで、

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手を整備し、その有効性について自主検査等を実施するとともに内部監査の対象とし、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握してリスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

#### ⑤事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことで、当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、信用事業の事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

## ◇ 法令遵守体制

### 〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

### 〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス担当者を配置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口の「お客様相談室」を設置しています。

## 当JAのコンプライアンスにかかる基本方針

### 1. 当JAの社会的責任と公共的使命の認識

当JAのもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全かつ適切な事業運営の徹底を図る。

### 2. 組合員等のニーズに適した質の高いサービスの提供

創意と工夫を生かしてニーズに適した質の高いサービスの提供を通して、組合員・利用者および地域社会の発展に寄与する。

### 3. 法令やルールの厳格な遵守

すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、公正な事業運営を遂行する。

### 4. 反社会的勢力の排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除する。

### 5. 透明性の高い組織風土の構築とコミュニケーションの充実

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図りつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築する。

## ◇ 金融ADR制度への対応

### ①苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口（意見・要望窓口）

総務部（電話：0120-727-375 土・日・祝除く8：30～17：00）

### ②紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

#### ・信用事業

富山県弁護士会 紛争解決センター

①の窓口または富山県JAバンク相談所（電話：076-445-2017）にお申し出ください。

#### ・共済事業

㈱日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

㈱自賠責保険・共済紛争処理機構（電話：本部03-5296-5031）

㈱日弁連交通事故相談センター（電話：本部03-3581-4724）

㈱交通事故紛争処理センター（電話：東京本部03-3346-1756）

最寄りの連絡先については、上記または①の窓口にお問い合わせ下さい。

## ◇ 反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当 J A は、公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するため、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、断固とした姿勢で臨みます。

### 反社会的等勢力等への対応に関する基本方針

アルプス農業協同組合（以下「当 J A」といいます。）は、事業を行うにつきまして、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下、「政府指針」という。）等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言する。

また、マネーロンダリング等組織犯罪等の防止に取り組み、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（運営等）

当 J A は、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当 J A の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止について周知徹底を図ります。

（反社会的勢力等との決別）

当 J A は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

当 J A は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

当 J A は、警察、財団法人暴力追放運動推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

（取引時確認）

当 J A は、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認について、適切な措置を適時に実施します。

（疑わしい取引の届出）

当 J A は、疑わしい取引について、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、速やかに適切な措置を行い、速やかに主務省に届出を行います。

## ◇ 利用者保護等管理方針

当 J A は、利用者等の正当な利益の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っています。

### J Aバンク利用者保護等管理方針

アルプス農業協同組合（以下「当 J A」という。）は、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守する。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っていく。

- 1 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切かつ十分に行う。
- 2 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応する。
- 3 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じる。
- 4 当 J A が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努める。
- 5 当 J A との取引に伴い、当 J A の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努める。

## ◇ 金融円滑化管理方針

当 J A は、農業専門金融機関・地域金融機関として、健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していることは最も重要な役割の一つと位置づけ、当 J A の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、次のような方針を定め、取り組んでいます。

### 金融円滑化にかかる基本的方針

アルプス農業協同組合（以下、「当 J A」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当 J A の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当 J A の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め取り組んでいます。

- 1 当 J A は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、真摯に対応するよう努めます。
- 2 当 J A は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。  
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 3 当 J A は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。  
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 4 当 J A は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 当 J A は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等および信用保証協会等を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。  
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
- 6 当 J A は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう必要な体制を整備いたしております。
  - (1) 組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
  - (2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当 J A 全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
  - (3) 各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- 7 当 J A は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

## ◇ 個人情報保護方針

役職員が、組合員・利用者等皆さまの個人情報を正しく取り扱うための個人情報保護方針、セキュリティ基本方針を定め、その遵守により信頼性の確保に努めています。

### 個人情報保護方針

当JAは、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

#### 1. 関連法令等の遵守

当JAは、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および農林水産大臣をはじめ主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当JAは、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）その他、特定個人情報の適切な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を忠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号法2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

#### 2. 利用目的

当JAは、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表をします。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

#### 3. 適正取得

当JAは、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

#### 4. 安全管理措置

当JAは、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ職員および委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第2条第4項が規定する、個人情報データベース等（保護法第2条第2項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

#### 5. 第三者提供の制限

当JAは、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当JAは、番号法19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

#### 6. 機微（センシティブ）情報取り扱い

当JAは、ご本人の機微（センシティブ）情報（政治的見解、信教、労働組合への加盟、人種・民族、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

#### 7. 開示・訂正等

当 J A は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

保有個人データとは、保護法第 2 条第 5 項に規定するデータをいいます。

#### 8. 苦情窓口

当 J A は、取扱う個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

#### 9. 継続的改善

当 J A は、取扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

## 情報セキュリティ基本方針

当 J A は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当 J A の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当 J A は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT 基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当 J A は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
3. 当 J A は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当 J A は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当 J A は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。



## ◇ 金融商品の勧誘方針

役職員が金融商品を販売するうえで留意すべき事項および実務上の対応における基本事項を定め、適切性の確保と信頼性の向上に努めています。

### 金融商品の勧誘方針

当JAは、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

## ◇ 苦情受付窓口

当JAでは、お客様に満足していただけますように日頃より心がけていますが、当JAの業務活動においてご不満を感じた場合には、下記の窓口にて苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申出ください。

当JAは、より一層の「安心」と「信頼」をお届けするために、お客様の声を誠実に受け止めます。

### 苦情受付窓口

総務部

電話番号／076-472-1222

受付時間／月～金曜日（祝祭日を除く）、午前8時30分～午後5時

## ◇ 内部監査体制等

当JAでは、内部監査部門を（被監査部門から独立して）設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

監事監査および内部監査の実施状況は次のとおりです。

## ○ 監査実施状況

(単位：人、日)

監 査 期 間	監 査 内 容 等	監 査 従 事 人 数		
		監 事	内 部 監 査 員	計
H28.6/13～15	無通告臨時監事監査	5	5	10
H28.6/28～30	内部監査	3	6	9
H28.9/1	上期決算棚卸監事監査	5	5	10
H28.9/26～30、10/20	上期決算監事監査	25	12	37
H29.1/30～2/3	内部監査	5	14	19
H29.3/1	決算棚卸監事監査	5	5	10
H29.3/16、3/22～24、3/27～29、4/7	決算監事監査	28	15	43
H28.4/1、6/2	毒劇物棚卸実査	2	2	4
監 査 延 べ 人 数		78	64	142

## 7 自己資本の状況

### ◇ 自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、平成29年2月末における自己資本比率は、13.60%となりました。

### ◇ 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

- 普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	アルプス農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	1,941百万円

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

## 8 主な事業の内容

### (1) 主な事業の内容

#### 〔信用事業〕

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務といわれる内容の業務を行っています。

この信用事業は、JA・農林中金という2段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

#### ◇ 貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。

普通貯金、当座貯金、貯蓄貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

主な貯金商品については、本誌15ページをご覧ください。

#### ◇ 貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

主な貸出商品については、本誌15ページをご覧ください。

#### ◇ 為替業務

全国のJA・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・确实迅速にできます。

#### ◇ その他の業務及びサービス

当JAでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、国債の窓口販売の取り扱い、全国のJAでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

主なその他のサービス等は、本誌16ページから17ページをご覧ください。

### 〔共済事業〕

J A共済は、J Aが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

J A共済は、生命・建物・自動車等の各種共済による生活総合保障を展開しています。  
主な共済商品については、本誌18ページをご覧ください。

### 〔営農経済事業〕

#### ◇ 指導事業

農作物などの生産や販売に関して、生産性や品質向上のための支援・営農相談や、暮らしの相談などを行っています。

#### ◇ 購買事業

組合員・地域の皆様へ営農資材・日用雑貨・食料品などの供給を行っています。

#### ◇ 販売事業

組合員の皆様が丹精こめて作られた新鮮で安全な農産物などを販売しています。

### 〔その他の事業〕

健康診断や介護支援などの福祉介護事業、旅行代理業や各種文化事業など、組合員・地域の皆さまのためにさまざまな事業を行っています。

## （２）系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当J Aの貯金は、J Aバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティネットで守られています。

#### ◇ 「J Aバンクシステム」の仕組み

J Aバンクは、全国のJ A・信連・農林中央金庫（J Aバンク会員）で構成するグループの名称です。組合員・利用者の皆さまに、便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、J Aバンク会員の総力を結集し、実質的にひとつの金融機関として活動する「J Aバンクシステム」を運営しています。

「J Aバンクシステム」は「破綻未然防止システム」と「一体的事業運営」を2つの柱としています。

#### ◇ 「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、J Aバンク全体としての信頼性を確保するための仕組みです。J Aバンク法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）に基づき、「J Aバンク基本方針」を定め、J Aの経営上の問題点の早期発見・早期改善のため、国の基準よりもさらに厳しいJ Aバンク独自の自主ルール基準（達成すべき自己資本比率の水準、体制整備など）を設定しています。

また、J Aバンク全体で個々のJ Aの経営状況をチェックすることにより適切な経営改善指導を行います。

#### ◇ 「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、J Aバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJ Aバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

#### ◇ 貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

## 【主な貯金商品】

種 類	し く み と 特 徴	お預入期間	お預入金額	
普通貯金 (総合口座)	いつでも預入・引出ができます。公共料金の自動引落や、給与・年金・配当金などの自動受取、公共料金・クレジット・税金などの自動支払に便利です。 定期貯金などを担保に、総合口座を組合せれば担保に応じて自動融資を受けることができます。	出し入れ自由	1円以上	
貯蓄貯金	お預け入れ残高に応じて、4段階の金利が設定されているため、普通貯金より高利回りで運用できます。ただし、給与・年金等の自動受け取りや、公共料金等の自動支払いにはご利用いただけません。	出し入れ自由	1円以上	
当座貯金	お支払いには、安全で便利な小切手・手形をお使いいただく貯金です。事業用の口座としてご利用いただくと便利です。	出し入れ自由	1円以上	
スーパー定期	お預け入れは1円からという手軽な定期貯金で、お預け入れ期間3年以上の場合は有利な半年複利も選択できます。	1ヶ月以上 10年以内	1円以上	
大口定期	1,000万円以上の大口資金の運用に有利な商品です。	1ヶ月以上10年以内	1,000万円以上	
定期指定期金	お利息が1年複利で計算される定期貯金です。お預け入れから1年たてば1ヶ月前のご通知でいつでも満期日を指定できますし、元金(1万円以上)の一部引き出しもできます。	最長3年	1円以上 300万円未満	
変動金利型定期貯金	市場金利に応じて6ヶ月ごとに金利が変更となる定期貯金です。半年ごとの複利計算も選択できます。	最長3年	1円以上	
決済用貯金 (普通貯金)	利息はつきません。個人のもは総合口座による貸越ができます。貯金保護制度により全額保護されます。	出し入れ自由	1円以上	
定期積金	毎月のお積立で生活設計に合わせ無理のない資金づくりができます。	6ヶ月以上 10年以内	1回1,000円以上	
財形貯金	一般財形金	お勤めの方々の財産づくりに最適です。給料・ボーナスからの天引きによる積立となります。	3年以上	1回1円以上
	財形年金金	退職後の生活に備えた資金づくりに最適です。在職中に積立を行い、60才以降に年金としてお受取りできます。また、住宅財形と合わせて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1回1円以上
	住宅財形金	マイホーム資金づくりに最適です。財形専用の金利が適用され、また、年金財形と合わせて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1回1円以上

※ 商品については約款の内容などをご確認いただき、不明な点は店頭窓口もしくは渉外担当者までお問い合わせください。

## 【主な貸出商品】

種 類	内 容
住宅ローン	マイホームの新築・増改築・住宅・土地の購入・他金融機関借入の住宅資金の借換にご利用ください。
リフォームローン	リフォームにもJAのローンをお役立ていただけます。増改築や改修・補修・インテリアや外装の工事などにご利用ください。
マイカーローン	新車や中古車・バイクの購入をはじめ、修理・車検費用・車庫など、カーライフに関するさまざまな用途にご利用いただけます。
教育ローン	高校、高専、短大、大学、専修学校等に就学予定のお子さんの入学金や家賃・授業料などの学費にご利用いただけます。 在学中の方でもご利用になれます。
フリーローン	生活に必要な一切の資金です。
カードローン	あらかじめ決めておいた借入枠の範囲内なら、いつでも何回でも繰り返し利用することができます。 全国のJAのCD・ATMはもちろん他の提携金融機関のCD・ATMでも借り入れることができます。

※ その他にもみなさまの暮らしや農業者・事業者の方々に必要な資金を融資しております。店頭窓口もしくは渉外担当者までお問い合わせください。

## 【主なその他のサービス】

種 類	内 容
J A キャッシュサービス	カード1枚で、当J Aの各支店をはじめ、全国の提携金融機関や郵便局のATMでご利用できます。
給 与 振 込 サ ー ビ ス	給与・ボーナスがお客様のご指定いただいた貯金口座に自動的に振込まれ、キャッシュカードにより必要な時にお引出ができます。
各種自動受取サービス	国民年金、厚生年金等公的年金や配当金などがお客様のご指定いただいた貯金口座に自動的に振込まれます。お受取の手間が省け、期日忘れのご心配がなくなります。
各種自動支払サービス	電気料、水道料、NHK放送受信料、電話料などの各種公共料金のほか、JAカード利用代金、税金などをお客様のご指定いただいた貯金口座から自動的にお支払いいたしますので、払い込み等の煩わしさが解消します。
自 動 送 金 サ ー ビ ス	毎月決まった日に、決まった金額を、決まった振込先に自動的に振り込みます。お子様への仕送りや家賃、駐車料金などの振込に大変便利です。
自 動 集 金 サ ー ビ ス	定期的にご集金の販売代金、賃貸料、会費などを支払人の貯金口座から引き落として、お客様のご指定いただいた貯金口座へ自動的にご入金いたします。集金事務の合理化にお役立てください。
J A カ ー ド (クレジットカード)	このカード1枚で国内はもとより海外でもお買い物、ご旅行、お食事などお客様のサインひとつでご利用になれます。また、急にお金が入用なときにはキャッシングサービスもご利用いただけます。
デビットカードサービス	「J・Debit」ジェイデビットのマークのある加盟店なら全国どこでも、当J Aのキャッシュカードでお買い物などの代金支払いができます。
J A ネットバンク	窓口やATMにいかななくても、お手持ちのパソコン・携帯電話からインターネットを通じてアクセスするだけで、残高照会や振込・振替などの各種サービスがご利用いただけます。

## 【主な手数料一覧】

※ 各手数料には、消費税等（8%）が含まれています。

### ○ 内国為替の取扱手数料

種 類		系統金融機関あて	他金融機関あて	
振 込 手 数 料  (1件につき)	電 信	3万円未満	648円	
		3万円以上	864円	
	文 書	3万円未満	648円	
		3万円以上	864円	
	インターネット バンキング 利 用	1万円未満	県内J A宛 無 料	216円
			県外J A宛 108円	
		1万円以上3万円未満	県内J A宛 無 料	270円
			県外J A宛 216円	
		3万円以上	県内J A宛 無 料	432円
			県外J A宛 324円	
送金手数料（1件につき）		540円	756円	
代金取立手数料（1通につき）		至急	864円	
		普通	648円	

※ 系統金融機関とは、JAバンク・信連・農林中央金庫・J F マリンバンクです。

○ ATM利用手数料

ご利用カード ご利用時間		お引出取引（1回当たり）			お預入取引（1回当たり）	
		当JA・県内JA キャッシュカード	県外JA キャッシュカード	他金融機関 キャッシュカード	当JA・県内JA キャッシュカード	県外JA キャッシュカード
平日	8:45～18:00	無 料	無 料	108円	無 料	無 料
	18:00～21:00			216円		
土曜日	8:45～14:00			216円		
	14:00～17:00			216円		
日 曜 祝 日 年 末	9:00～17:00			216円		

※三菱東京UFJ、セブン、ゆうちょ銀行及びJFマリンバンクについては店頭窓口もしくは渉外担当者までお問い合わせください。

○ その他の諸手数料

	種 類	手 数 料
手形・小切手関係手数料	約束手形	1冊（50枚） 1,080円
	小切手帳	1冊（50枚） 1,080円
そ の 他	自己宛小切手	1枚 540円
	残高証明書発行手数料（都度発行）	1通 540円
	証書・通帳再発行手数料	1枚（冊） 1,080円
	ICキャッシュカード再発行手数料	1枚 1,620円
	保護預り口座管理手数料	年額 1,296円
	JAネットバンクサービス利用手数料	月額 無 料

## 【主な共済商品一覧】

### ○ ひとに関する保障

種 類	内 容
終 身 共 済	一生涯にわたって万一のときを保障するプランです。ニーズにあわせて、特約を付加することにより保障内容を自由に設計することもできます。
引受緩和型終身共済	一生涯にわたって万一のときを保障するプランです。健康に不安のある方もご加入しやすく、通院中の方、病歴がある方も簡単な告知でお申込みいただけます。
医 療 共 済	病気やケガによる入院、手術を手厚く保障するプランです。ニーズに合わせて、保障期間や共済掛金払込期間が選べるほか、万一保障や先進医療保障を加えたり、がんなどの3大疾病における保障を充実させることもできます。
引受緩和型医療共済	健康に不安のある方もご加入しやすい医療保障プランです。通院中の方、病歴がある方も簡単な告知でお申込みいただけます。
が ん 共 済	がんによる入院・手術を保障するプランです。がん診断時や再発・長期治療のときは一時金をお支払します。ニーズに合わせて、先進医療保障を加えたり、入院・手術等の保障を充実させることもできます。
介 護 共 済	所定の要介護状態となったときの資金準備のためのプランです。公的介護保険制度と連動しており、介護の不安をわかりやすく保障します。
予定利率変動型年金共済 【ライフロード】	老後の生活資金準備のためのプランです。医師の診査なしの簡単な手続きで加入できます。また、最低保証予定利率が設定されているので安心です。
養 老 生 命 共 済	一定期間の万一のときの保障とともに、将来の資金づくりにも応えるプランです。
こ ども 共 済 【学資応援隊・にじ・えがお】	お子さまの将来の入学や結婚・独立資金準備のためのプランです。ご契約者さまが万一のときは、満期まで毎年養育年金をお支払いするプランもあります。
定 期 生 命 共 済	一定期間の万一の保障を手頃な共済掛金で準備できるプランです。
傷 害 共 済	日常のさまざまな災害による万一のときやケガを保障します。
賠 償 責 任 共 済	日常生活中に生じた損害賠償責任などを保障します。

### ○ いえに関する保障

種 類	内 容
建 物 更 生 共 済 【むてきプラス】	火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また、満期共済金は、建物の新築・増改築や家財の買替資金としてご活用いただけます。
火 災 共 済	建物・動産の火災などによる損害を保障します。

### ○ くるまに関する保障

種 類	内 容
自 動 車 共 済 【クルマスター】	相手方への「対人賠償・対物賠償」をはじめ、ご自身やご家族のための「傷害保障」、ご契約のお車の損害を保障する「車両保障」が自動セットされています。また、掛金割引制度も充実しています。
自 賠 責 共 済	法律ですべての自動車（二輪・原付も含みます。）（注記）に加入が義務づけられている「強制共済（保険）」です。人身事故の被害者への賠償責任を保障します。

（注記）： トラクターやコンバインなどの農耕作業用小型特殊自動車は含まれません。

※この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書（契約概要）」を必ずご覧ください。  
また、ご契約の際には、「重要事項説明書（注意喚起情報）」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。



## 【 經 營 資 料 】

# I. 決算の状況

## 1 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	27年度	28年度		27年度	28年度
(資産の部)			(負債の部)		
1. 信用事業資産	85,155,659	86,402,032	1. 信用事業負債	88,597,265	89,711,945
(1) 現金	331,224	269,726	(1) 貯金	87,911,230	89,272,095
(2) 預金	71,177,188	73,026,976	(2) 借入金	12,031	8,331
系統預金	71,174,706	73,025,664	(3) その他の信用事業負債	662,851	420,367
系統外預金	2,481	1,311	未払費用	53,207	53,644
(3) 貸出金	13,261,663	12,735,557	その他の負債	609,644	366,722
(4) その他の信用事業資産	497,706	483,671	(4) 債務保証	11,151	11,151
未収収益	482,863	475,029	2. 共済事業負債	516,593	440,402
その他の資産	14,843	8,641	(1) 共済借入金	47,290	58,240
(5) 債務保証見返	11,151	11,151	(2) 共済資金	270,224	189,749
(6) 貸倒引当金	△ 123,275	△ 125,051	(3) 共済未払利息	562	563
2. 共済事業資産	48,389	58,941	(4) 未経過共済付加収入	198,441	191,779
(1) 共済貸付金	47,738	58,234	(5) その他の共済事業負債	75	70
(2) 共済未収利息	562	563	3. 経済事業負債	317,592	260,933
(3) その他の共済事業資産	88	143	(1) 経済事業未払金	293,472	220,830
3. 経済事業資産	1,803,334	1,624,428	(2) 経済受託債務	24,120	40,102
(1) 経済事業未収金	422,101	364,846	4. 雑負債	171,134	99,401
(2) 経済受託債権	1,050,736	940,109	(1) 未払法人税等	54,262	20,000
(3) 棚卸資産	362,892	330,041	(2) その他の負債	116,872	79,401
購買品	362,892	329,015	5. 諸引当金	450,937	400,563
その他の棚卸資産	-	1,025	(1) 賞与引当金	54,665	54,040
(4) その他の経済事業資産	8,235	7,835	(2) 退職給付引当金	380,503	325,310
(5) 貸倒引当金	△ 40,631	△ 18,404	(3) 役員退職慰労引当金	15,768	21,211
4. 雑資産	179,595	130,886	6. 再評価に係る繰延税金負債	412,554	411,015
5. 固定資産	3,225,751	3,154,782	負債の部合計	90,466,078	91,324,262
(1) 有形固定資産	3,216,500	3,146,641	(純資産の部)		
建物	4,122,363	4,134,568	1. 組合員資本	4,192,886	4,288,683
機械装置	1,563,786	1,584,456	(1) 出資金	1,960,974	1,941,263
土地	2,347,838	2,341,919	(2) 資本準備金	1,322,004	1,322,004
その他の有形固定資産	980,403	937,817	(3) 利益剰余金	920,914	1,035,294
減価償却累計額	△5,797,891	△5,852,120	利益準備金	460,000	460,000
(2) 無形固定資産	9,251	8,141	その他利益剰余金	460,914	575,294
6. 外部出資	5,023,938	5,024,048	リスク管理積立金	204,500	254,500
(1) 外部出資	5,023,938	5,024,048	担い手対策資金	80,000	90,000
系統出資	4,770,503	4,770,503	税効果調整積立金	65,977	73,862
系統外出資	132,735	132,845	当期末処分剰余金	110,437	156,932
子会社等出資	120,700	120,700	(うち当期剰余金)	-	( 129,846)
7. 繰延税金資産	82,369	73,862	(うち当期損失金)	( 97,149)	-
資産の部合計	95,519,038	96,468,982	(4) 処分未済持分	△ 11,007	△ 9,879
			2. 評価・換算差額等	860,073	856,036
			(1) 土地再評価差額金	860,073	856,036
			純資産の部合計	5,052,960	5,144,720
			負債及び純資産の部合計	95,519,038	96,468,982

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 2 損益計算書

(単位：千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	27年度	28年度		27年度	28年度
<b>1. 事業総利益</b>	<b>1,880,879</b>	<b>1,825,183</b>	(9) 保管事業収益	86,651	85,440
(1) 信用事業収益	786,954	764,611	(10) 保管事業費用	33,408	38,872
資金運用収益	734,565	713,240	<b>保管事業総利益</b>	<b>53,242</b>	<b>46,568</b>
(うち預金利息)	( 434,093)	( 431,195)	(11) 利用事業収益	218,898	216,869
(うち有価証券利息)	( 1,854)	—	(12) 利用事業費用	134,286	144,340
(うち貸出金利息)	( 244,998)	( 233,852)	(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 457)	(△ 106)
(うちその他受入利息)	( 53,619)	( 48,192)	<b>利用事業総利益</b>	<b>84,611</b>	<b>72,528</b>
役員取引等収益	25,439	24,024	(13) その他事業収益	85,948	81,603
その他事業直接収益	7,009	—	(14) その他事業費用	81,174	76,999
その他経常収益	19,939	27,347	<b>その他事業総利益</b>	<b>4,773</b>	<b>4,604</b>
(2) 信用事業費用	152,592	158,517	(15) 指導事業収入	22,458	26,538
資金調達費用	58,970	49,575	(16) 指導事業支出	110,774	111,400
(うち貯金利息)	( 52,858)	( 45,807)	<b>指導事業収支差額</b>	<b>△ 88,315</b>	<b>△ 84,861</b>
(うち給付補填備金繰入)	( 1,515)	( 1,667)	<b>2. 事業管理費</b>	<b>1,785,265</b>	<b>1,716,747</b>
(うち借入金利息)	( 342)	( 253)	(1) 人件費	1,307,039	1,278,803
(うちその他支払利息)	( 4,254)	( 1,847)	(2) 業務費	162,427	159,429
役員取引等費用	4,548	4,634	(3) 諸税負担金	64,281	61,712
その他経常費用	89,072	104,307	(4) 施設費	239,526	208,132
(うち貸倒引当金繰入額)	—	( 7,552)	(5) その他事業管理費	11,988	8,669
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 14,473)	—	<b>事業利益</b>	<b>95,614</b>	<b>108,435</b>
(うち貸出金償却)	( 67)	—	<b>3. 事業外収益</b>	<b>77,177</b>	<b>79,534</b>
<b>信用事業総利益</b>	<b>634,362</b>	<b>606,094</b>	(1) 受取出資配当金	52,657	52,288
(3) 共済事業収益	507,660	519,429	(2) 貸貸料	12,443	12,442
共済付加収入	483,241	484,427	(3) 償却債権取立益	—	447
共済貸付金利息	1,277	1,063	(4) 雑収入	12,075	14,356
その他の収益	23,141	33,938	<b>4. 事業外費用</b>	<b>5,162</b>	<b>11,501</b>
(4) 共済事業費用	38,083	40,168	(1) 支払雑利息	122	—
共済借入金利息	1,286	1,055	(2) 貸貸施設関連費用	2,049	2,571
共済推進費	8,716	15,128	(3) 寄付金	58	97
共済保全費	3,409	3,381	(4) 雑損	2,933	8,832
その他の費用	24,670	20,603	(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 9)	(△ 15)
<b>共済事業総利益</b>	<b>469,577</b>	<b>479,260</b>	<b>経常利益</b>	<b>167,629</b>	<b>176,468</b>
(5) 購買事業収益	4,461,849	4,079,281	<b>5. 特別利益</b>	<b>31,438</b>	<b>2,490</b>
購買品供給高	4,245,280	3,888,044	(1) 固定資産処分益	28,055	—
修理サービス料	118,562	105,822	(2) 一般補助金	3,383	2,490
その他の収益	98,006	85,415	<b>6. 特別損失</b>	<b>315,682</b>	<b>4,141</b>
(6) 購買事業費用	3,932,014	3,564,110	(1) 固定資産処分損	6,690	1,651
購買品供給原価	3,748,251	3,402,718	(2) 減損損失	305,609	—
購買品供給費	11,903	18,188	(3) 固定資産圧縮損	3,383	2,490
その他の費用	171,859	143,203	<b>税引前当期利益</b>	<b>—</b>	<b>174,817</b>
(うち貸倒引当金繰入額)	( 6,736)	—	<b>税引前当期損失</b>	<b>116,614</b>	<b>0</b>
(うち貸倒引当金戻入益)	—	(△ 21,215)	<b>7. 法人税・住民税及び事業税</b>	<b>65,014</b>	<b>38,002</b>
<b>購買事業総利益</b>	<b>529,835</b>	<b>515,171</b>	<b>8. 法人税等調整額</b>	<b>△ 84,479</b>	<b>6,968</b>
(7) 販売事業収益	236,310	225,920	<b>法人税等合計</b>	<b>△ 19,464</b>	<b>44,970</b>
販売手数料	171,257	160,524	<b>当期剰余金</b>	<b>—</b>	<b>129,846</b>
その他の収益	65,052	65,395	<b>当期損失金</b>	<b>97,149</b>	<b>—</b>
(8) 販売事業費用	43,519	40,102	<b>当期首繰越剰余金</b>	<b>29,488</b>	<b>14,541</b>
その他の費用	43,519	40,102	<b>税効果調整積立金取崩額</b>	<b>—</b>	<b>8,507</b>
(うち貸倒引当金繰入額)	( 636)	—	<b>土地再評価差額金取崩額</b>	<b>178,099</b>	<b>4,037</b>
(うち貸倒引当金戻入益)	—	△ 905	<b>当期未処分剰余金</b>	<b>110,437</b>	<b>156,932</b>
<b>販売事業総利益</b>	<b>192,791</b>	<b>185,818</b>			

### 3 キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	27年度	28年度		27年度	28年度
<b>1. 事業活動によるキャッシュ・フロー</b>			(その他の資産及び負債の増減)		
税引前当期利益	△ 116,614	174,817	その他の資産の純増(△)減	△ 107,025	47,888
減価償却費	134,435	104,297	その他の負債の純増減(△)	△ 34,462	△ 14,178
減損損失	305,609	—	未払消費税等の増減(△)額	△ 11,339	△ 6,732
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 8,066	△ 20,466	信用事業資金運用による収入	710,541	721,074
賞与引当金の増減額(△は減少)	△ 3,816	△ 624	信用事業資金調達による支出	△ 50,639	△ 48,773
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△ 49,517	△ 55,192	共済貸付金利息による収入	1,462	1,061
その他引当金等の増減額(△は減少)	5,137	5,443	共済借入金利息による支出	△ 1,470	△ 1,053
信用事業資金運用収益	△ 734,565	△ 713,240	<b>小 計</b>	<b>△1,000,076</b>	<b>1,996,827</b>
信用事業資金調達費用	58,970	49,575	雑利息及び出資配当金の受取額	52,805	53,468
共済貸付金利息	△ 1,277	△ 1,063	雑利息の支払額	△ 122	—
共済借入金利息	1,286	1,055	法人税等の支払額	△ 18,111	△ 72,264
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 52,657	△ 52,288	<b>事業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△ 965,505</b>	<b>1,978,031</b>
支払雑利息	122	—	<b>2. 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券関係損益(△は益)	△ 1,216	—	有価証券の売却による収入	1,611,960	—
固定資産売却損益(△は益)	△ 21,365	1,651	有価証券の償還による収入	1,854	—
(信用事業活動による資産及び負債の増減)			固定資産の取得による支出	△ 42,965	△ 42,229
貸出金の純増(△)減	128,105	526,106	固定資産の売却による収入	199,103	7,248
預金の純増(△)減	△3,200,000	100,000	外部出資による支出	△ 60	△ 110
貯金の純増減(△)	1,801,613	1,360,864	<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>1,769,892</b>	<b>△ 35,090</b>
信用事業借入金の純増減(△)	△ 4,032	△ 3,700	<b>3. 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
その他の信用事業資産の純増(△)減	△ 2,514	6,201	設備借入れによる収入	△ 16,593	—
その他の信用事業負債の純増減(△)	173,833	△ 243,286	出資の増額による収入	30,211	9,958
(共済事業活動による資産及び負債の増減)			出資の払戻しによる支出	△ 46,649	△ 29,669
共済貸付金の純増(△)減	7,693	△ 10,495	持分の譲渡による収入	10,521	△ 16,564
共済借入金の純増減(△)	△ 8,370	10,949	持分の取得による支出	△ 8,370	1,128
共済資金の純増減(△)	40,788	△ 80,475	出資配当金の支払額	△ 19,619	△ 19,503
未経過共済付加収入の純増減(△)	△ 7,413	△ 6,662	<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△ 50,499</b>	<b>△ 54,650</b>
(経済事業活動による資産及び負債の増減)			<b>4. 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)</b>	<b>743,324</b>	<b>1,888,290</b>
受取手形及び経済事業未収金の純増(△)減	△ 25,349	57,254	<b>5. 現金及び現金同等物の期首残高</b>	<b>2,665,087</b>	<b>3,408,412</b>
経済受託債権の純増(△)減	41,713	110,626	<b>6. 現金及び現金同等物の期末残高</b>	<b>3,408,412</b>	<b>5,296,703</b>
棚卸資産の純増(△)減	2,990	32,851			
支払手形及び経済事業未払金の純増減(△)	17,612	△ 72,641			
経済受託債務の純増減(△)	9,723	15,982			

# 4 注記表

## 【平成27年度】

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）
  - (1) 子会社株式：移動平均法による原価法
  - (2) その他有価証券
    - i) 時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
    - ii) 時価のないもの：移動平均法による原価法
- ② 棚卸資産  
購買品
  - ・農機具製品・自動車等：個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
  - ・上記以外の購買品：売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産  
定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しています。  
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。また、取得価格30万円未満の少額減価償却資産については、即時償却制度の特別措置法の規程に基づき一括償却を行っています。
- ② 無形固定資産  
定額法を採用しています。  
なお、借地の造成費は、経済的利用期間（20年）に基づく定額法により償却しています。また、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

#### (3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金  
貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当要領に則り、次のとおり計上しています。  
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。  
また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち、債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残高との差額を引き当てています。  
上記以外の債権については、貸倒実績率で算定した金額と税法繰入限度額のいずれか多い金額を計上しています。  
この基準に基づき、当事業年度は租税特別措置法第57条の9により算定した金額に基づき計上しています。  
すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。
- ② 賞与引当金  
職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。
- ③ 退職給付引当金  
職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。  
なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を適用しています。
- ④ 役員退職慰労引当金  
役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準  
リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっています。

#### (5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

#### (6) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

#### (7) 決算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

### 2. 貸借対照表に関する注記

#### (1) 資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合の圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより有形固定資産及び経済事業資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,499,556千円（うち当期圧縮記帳額3,383千円）であり、その内訳は、次のとおりです。

- ① 有形固定資産  
建物及び構築物 633,126千円（うち当期圧縮記帳額 675千円）

機械及び装置 858,502千円  
 ②経済事業資産  
 機械及び装置 7,928千円（うち当期圧縮記帳額 2,708千円）

(2) 担保に供している資産

預 金 1,500,000千円は為替取引の担保に供しています。

(3) 子会社に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額

金銭債権 48,866千円  
 金銭債務 87,479千円

(4) 役員に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額

金銭債権 49,338千円  
 金銭債務はありません。

(5) 貸出金のうち、リスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額は1,082千円、延滞債権額は179,929千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3カ月以上延滞債権はありません。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権はありません。

破綻先債権額、延滞債権額の合計額は181,012千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(6) 土地再評価の方法、差額等

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っており、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

・再評価を行った年月日：平成14年2月28日

・同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令第2条第3号及び第4号に定める「当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算定する方法」又は「当該事業用土地について地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額（路線価）に合理的な調整を行って算定する方法」

・再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額795,106千円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社との取引総額

① 子会社との取引による収益総額 23,916千円  
 うち事業取引高 23,916千円  
 うち事業取引以外の取引高 -千円  
 ② 子会社との取引による費用総額 30,120千円  
 うち事業取引高 30,120千円  
 うち事業取引以外の取引高 -千円

(2) 固定資産減損損失等

当期において、以下の固定資産について減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類	そ の 他
カーパーク立山給油所	一般資産	土地・建物等	
カーパークつるぎ給油所	一般資産	土地・建物等	
ユー・スポット滑川給油所	一般資産	土地・建物等	
自動車関連施設	一般資産	土地・建物等	オートバル及び車両センター

当組合は、管理会計の状況や固定資産グループの位置づけを踏まえたグルーピングを行っております。一般資産の支店、出張所は各地区を1つのグループとしております。一般資産の給油所は各地区ごとに区分し、自動車関連施設は販売と修理が相互補完的であることから1つのグループとしております。共用資産については、JA全体にかかるもの、各地区の資産グループにかかるものに区分し、営農センターには、各生産加工等の施設を集約しております。

給油所及び自動車関連施設については事業利益が継続してマイナスであると同時に短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失（305,609千円）として特別損失に計上しました。

その内訳は、次のとおりです。なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、土地の時価は固定資産税評価額に合理的な調整を行い算出しています。

- ・カーパーク立山給油所 57,169千円（土地 17,187千円、建物及びその他 39,981千円）
- ・カーパークつるぎ給油所 64,574千円（土地 10,532千円、建物及びその他 54,041千円）
- ・ユー・スポット滑川給油所 61,352千円（土地 33,065千円、建物及びその他 28,287千円）
- ・オートバル及び車両センター 122,512千円（土地 84,099千円、建物及びその他 38,413千円）

#### 4. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

###### ① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫に預けているほか、国債や金融債による運用を行っています。

###### ② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

###### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

###### i) 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について「資産の償却・引当要額」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

###### ii) 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMへの取組みを基本に、資産・負債の感応度分析などを実施し金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.05%下落したものと想定した場合には、経済価値が743千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

###### iii) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

###### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

##### (2) 金融商品の時価に関する事項

###### ① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	71,177,188	71,170,579	△ 6,609
貸出金	13,271,975		
貸倒引当金	△ 123,310		
貸倒引当金控除後	13,148,665	13,748,396	599,731
経済受託債権	1,050,736		
貸倒引当金	△ 5,117		
貸倒引当金控除後	1,045,619	1,045,619	—
<b>資 産 計</b>	<b>85,335,958</b>	<b>85,929,081</b>	<b>593,122</b>
貯金	87,911,230	87,953,057	41,827
<b>負 債 計</b>	<b>87,911,230</b>	<b>87,953,057</b>	<b>41,827</b>

※貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員厚生貸付金10,311千円を含めています。

※貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

※経済受託債権に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

i) 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ii) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

iii) 経済受託債権

経済受託債権については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額としています。

③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	5,023,938

※外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

④ 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	71,177,188	—	—	—	—	—
貸出金	1,754,686	1,020,400	1,183,600	1,067,431	721,951	7,486,532
経済受託債権	1,049,315	—	—	—	—	—
合計	73,981,189	1,020,400	1,183,600	1,067,431	721,951	7,486,532

※貸出金のうち、当座貸越380,871千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金については「5年超」に含めています。

※貸出金のうち、3か月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等27,060千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

※経済受託債権のうち、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する債権等1,420千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	68,632,869	8,331,031	9,544,707	906,146	406,608	89,866

※貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

5. 有価証券に関する注記

有価証券の時価、評価差額に関する事項は次の通りです。

(1) その他有価証券で時価のあるもの

当事業年度末において保有していません。

(2) 当事業年度中に売却したその他有価証券

当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。(単位：千円)

種類	売却額	売却益	売却損
金融債	1,607,000	7,000	—
国債	2,044	9	—
合計	1,609,044	7,009	—



## 6. 退職給付に関する注記

### (1) 退職給付に関する注記

#### ① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全共連との契約による確定給付企業年金（規約型）制度及び全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

#### ② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	430,021千円
退職給付費用	69,170千円
退職給付の支払額	△25,821千円
確定給付企業年金制度への拠出金	△36,883千円
特定退職共済制度への拠出金	△55,982千円
期末における退職給付引当金	380,503千円

#### ③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,394,439千円
確定給付企業年金制度	△444,191千円
特定退職共済制度	△569,744千円
未積立退職給付債務	380,503千円
退職給付引当金	380,503千円

#### ④ 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	69,170千円
----------------	----------

### (2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金16,619千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された平成27年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は248,753千円となっています。

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	32,091千円
賞与引当金	15,087千円
退職給付引当金	105,019千円
減損損失否認	123,483千円
減価償却超過額	6,219千円
JAバンク支援制度負担金	12,354千円
未払事業税	3,564千円
その他	10,083千円
繰延税金資産小計	307,904千円
評価性引当額	△ 225,534千円
繰延税金資産合計（A）	82,369千円
繰延税金負債	
有価証券評価に係る繰延税金負債	－千円
繰延税金負債合計（B）	－千円
繰延税金資産の純額（A）－（B）	82,369千円

## 【平成28年度】

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）
  - (1) 子会社株式：移動平均法による原価法
  - (2) その他有価証券
    - i) 時価のないもの：移動平均法による原価法
- ② 棚卸資産  
購買品
  - ・農機具製品・自動車等：個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
  - ・上記以外の購買品：売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産  
定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。  
なお、耐用年数及び残存価格については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。また、少額減価償却資産は、法人税法の規定により償却しています。
- ② 無形固定資産  
定額法を採用しています。  
なお、借地の造成費は、経済的利用期間（20年）に基づく定額法により償却しています。また、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

#### (3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金  
貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当要領に則り、次のとおり計上しています。  
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。  
また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち、債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残高との差額を引き当てています。  
上記以外の債権については、貸倒実績率で算定した金額と税法繰入限度額のいずれか多い金額を計上しています。  
この基準に基づき、当事業年度は租税特別措置法第57条の9により算定した金額に基づき計上しています。  
すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。
- ② 賞与引当金  
職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。
- ③ 退職給付引当金  
職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。  
なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を適用しています。
- ④ 役員退職慰労引当金  
役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

#### (4) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

#### (5) 決算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

### 2. 会計方針の変更に関する注記

#### (1) 減価償却方法の変更

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しています。  
この変更による当期の損益に与える影響は軽微です。

### 3. 貸借対照表に関する注記

#### (1) 資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合の圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより有形固定資産及び経済事業資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,369,834千円（うち当期圧縮記帳額2,490千円）であり、その内訳は、次のとおりです。

建物	415,084千円	（うち当期圧縮額	490千円）
構築物	171,093千円		

機械装置 749,834千円（うち当期圧縮額 2,000千円）  
車輛運搬具 6,499千円  
器具備品 27,322千円

(2) 担保に供している資産

預 金 1,500,000千円は為替取引の担保に供しています。

(3) 子会社に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額

金銭債権 30,593千円  
金銭債務 89,626千円

(4) 役員に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額

金銭債権 13,780千円  
金銭債務はありません。

(5) 貸出金のうち、リスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額は941千円、延滞債権額は153,647千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3カ月以上延滞債権はありません。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権はありません。

破綻先債権額、延滞債権額の合計額は154,589千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(6) 土地再評価の方法、差額等

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っており、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

・再評価を行った年月日：平成14年2月28日

・同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令第2条第3号及び第4号に定める「当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算定する方法」又は「当該事業用土地について地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額（路線価）に合理的な調整を行って算定する方法」

・再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額792,823千円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社との取引総額

① 子会社との取引による収益総額	20,733千円
うち事業取引高	20,733千円
② 子会社との取引による費用総額	45,875千円
うち事業取引高	45,875千円

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品に対する取組方針

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫に預けています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

i) 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について「資産の償却・引当要額」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ii) 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMへの取組みを基本に、資産・負債の感応度分析などを実施し金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%下落したものと想定した場合には、経済価値が2,101千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

iii) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	73,026,976	73,006,123	△ 20,852
貸出金	12,741,373		
貸倒引当金	△ 125,070		
貸倒引当金控除後	12,616,302	13,060,763	462,866
経済受託債権	940,109		
貸倒引当金	△ 4,213		
貸倒引当金控除後	935,896	935,896	—
<b>資 産 計</b>	<b>86,579,175</b>	<b>86,988,591</b>	<b>442,014</b>
貯金	89,272,095	89,288,545	16,450
<b>負 債 計</b>	<b>89,272,095</b>	<b>89,288,545</b>	<b>16,450</b>

※貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員厚生貸付金5,816千円を含めています。

※貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

※経済受託債権に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

i) 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ii) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元金金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

iii) 経済受託債権

経済受託債権については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金

額としています。

- ③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品  
 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。  
 (単位：千円)

貸借対照表計上額	
外部出資	5,024,048

※外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

- ④ 金銭債権の決算日後の償還予定額 (単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	73,026,976	—	—	—	—	—
貸出金	1,651,866	1,256,048	1,138,617	785,321	654,853	7,211,160
経済受託債権	939,217	—	—	—	—	—
合計	75,618,060	1,256,048	1,138,617	785,321	654,853	7,211,160

※貸出金のうち、当座貸越350,843千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金については「5年超」に含めています。

※貸出金のうち、3か月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等37,690千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

※経済受託債権のうち、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する債権等891千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

- ⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	70,956,541	9,759,775	7,194,682	440,163	825,614	95,318

※貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

## 6. 退職給付に関する注記

### (1) 退職給付に関する注記

- ① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全共連との契約による確定給付企業年金（規約型）制度及び全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

- ② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	380,503千円
退職給付費用	65,843千円
退職給付の支払額	△30,074千円
確定給付企業年金制度への拠出金	△35,892千円
特定退職共済制度への拠出金	△55,068千円
期末における退職給付引当金	325,310千円

- ③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,351,622千円
確定給付企業年金制度	△452,649千円
特定退職共済制度	△573,661千円
未積立退職給付債務	325,310千円
退職給付引当金	325,310千円

- ④ 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	65,843千円
----------------	----------

### (2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金16,518千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された平成28年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は240,454千円となっています。

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	25,925千円
賞与引当金	14,915千円
退職給付引当金	89,785千円
役員退職慰労引当金	5,854千円
減損損失否認	117,131千円
減価償却超過額	5,755千円
JAバンク支援制度負担金	12,593千円
その他	7,972千円
繰延税金資産小計	279,932千円
評価性引当額	206,069千円
繰延税金資産合計 (A)	73,862千円
繰延税金負債	
繰延税金負債合計 (B)	－千円
繰延税金資産の純額 (A) - (B)	73,862千円

### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の内訳

法定実効税率	27.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	7.9%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 2.0%
事業分量配当金	△ 4.0%
住民税均等割等	4.2%
過年度法人税等追徴税額	4.2%
評価性引当額の増減	△ 11.8%
その他	△ 0.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.6%

## 8. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

### (1) 現金及び現金同等物の資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

### (2) 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	73,296,703千円
定期性預金勘定	68,000,000千円
現物及び現金同等物	5,296,703千円

## 5 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	27年度	28年度
1. 当 期 未 処 分 剰 余 金	110,437	156,932
(1) 繰 越 剰 余 金	29,488	14,541
(2) 当 期 剰 余 金	—	129,846
(3) 当 期 損 失 金	97,149	—
(4) 税 効 果 調 整 積 立 金 取 崩 額	—	8,507
(5) 土 地 再 評 価 差 額 金 取 崩 額	178,099	4,037
2. 剰 余 金 処 分 額	95,896	144,701
(1) 利 益 準 備 金	—	40,000
(2) リ ス ク 管 理 積 立 金	50,000	60,000
(3) 担 い 手 対 策 資 金	10,000	—
(4) 税 効 果 調 整 積 立 金	16,392	—
(5) 出 資 配 当 金	19,503	19,323
(うち普通出資に対する配当金)	(19,503)	(19,323)
(6) 事 業 分 量 配 当 金	—	25,377
3. 次 期 繰 越 剰 余 金	14,541	12,230

(注) 1. 出資配当の割合は次のとおりです。

平成27年度 1.0% 平成28年度 1.0%

2. 事業分量配当金の基準は次のとおりです。

平成28年度 当年産米（主食用米）出荷数量に対して60kgあたり100円

3. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、積立基準等は次のとおりです。

積立金の種類	積立目的	積立目標額及び積立・取崩基準
リスク管理積立金	貸出金、未収金、外部出資等の償却・引当と固定資産の減損・除却ならびに有価証券運用リスク負担と損失補填に備えるための積立金	自己査定時に貸出金・未収金・外部出資等の償却・引当及び固定資産の減損処理又は除却ならびに有価証券を償却・引当した場合及び有価証券売却損の発生した時と1千万円を超える特別損失が発生した時において相当額を取崩すことができる。

4. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

平成27年度 ー 円

平成28年度 6,500千円

# 6 部門別損益計算書

【平成27年度】

(単位：千円)

区 分	合 計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共 通 管 理 費 等
事業収益①	6,406,732	786,954	507,660	2,859,392	2,230,268	22,458	
事業費用②	4,525,853	152,592	38,083	2,305,199	1,919,205	110,774	
事業総利益 (① - ②)③	1,880,879	634,362	469,577	554,192	311,063	△ 88,315	
事業管理費④	1,785,265	471,782	327,031	525,393	310,947	150,112	
(うち減価償却費)⑤	( 131,369)	( 34,716)	( 24,065)	( 38,661)	( 22,881)	( 11,046)	
(うち人件費)⑥	(1,307,039)	( 345,404)	( 239,428)	( 384,654)	( 227,652)	( 109,901)	
※うち共通管理費⑦		81,472	56,475	90,731	53,698	25,923	△ 308,299
(うち減価償却費)⑧		( 5,995)	( 4,156)	( 6,676)	( 3,951)	( 1,908)	(△ 22,686)
(うち人件費)⑨		( 59,648)	( 41,347)	( 66,426)	( 39,313)	( 18,979)	(△ 225,714)
事業利益 (③ - ④)⑩	95,614	162,580	142,546	28,799	116	△ 238,427	
事業外収益⑪	77,177	32,372	17,652	13,691	10,811	2,651	
※うち共通分⑫		6,045	4,346	8,158	4,443	1,287	△ 24,729
事業外費用⑬	5,162	1,285	924	1,734	945	274	
※うち共通分⑭		1,285	924	1,734	945	274	△ 5,162
経常利益 (⑩ + ⑪ - ⑬)⑮	167,629	193,667	159,274	40,755	9,982	△ 236,050	
特別利益⑯	31,438	7,828	5,627	10,563	5,753	1,666	
※うち共通分⑰		7,828	5,627	10,563	5,753	1,666	△ 31,438
特別損失⑱	315,682	78,605	56,507	106,069	57,770	16,731	
※うち共通分⑲		78,605	56,507	106,069	57,770	16,731	△ 315,682
税引前当期利益 (⑮ + ⑯ - ⑱)⑳	△ 116,614	122,890	108,395	△ 54,751	△ 42,034	△ 251,115	
営農指導事業分配 配賦額㉑		54,743	50,725	106,724	38,923	△ 251,115	
営農指導事業分配 配賦後税引前 当期利益(㉑ - ㉒)	△ 116,614	68,147	57,670	△ 161,475	△ 80,957		

※⑦、⑫、⑭、⑰は、各事業に直課できない部分です。

注1. 農業関連事業には、販売事業、倉庫事業、利用事業、その他事業のうち農作業受委託に加え、購買事業の内生産資材です。

注2. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等の再配賦は、その1/3を配布人員割、1/3を人件費を除く事業管理費割、1/3を事業総利益割とした。

(2) 営農指導事業費用負担の配賦は、その1/2を当JAが判断した貢献度割、1/2を事業総利益割とした。

注3. 共通管理費等及び営農指導事業の配賦割合

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	24.9	17.9	33.6	18.3	5.3	100.0
営農指導事業	21.8	20.2	42.5	15.5		100.0

注4. 部門別の資産

(単位：千円)

区 分	合 計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共 資 産
事業別の総資産	95,519,038	88,934,965	838,336	3,848,980	1,244,084	154,577	498,096
総資産(共通資産配分後) (うち固定資産)	95,519,038 (3,225,751)	89,401,324 (3,020,223)	842,708 (28,311)	3,869,051 (129,983)	1,250,572 (42,014)	155,383 (5,220)	



【平成28年度】

(単位：千円)

区 分	合 計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共 通 管 理 費 等
事業収益①	5,999,694	764,611	519,429	2,774,973	1,914,143	26,538	
事業費用②	4,174,510	158,517	40,168	2,256,541	1,607,884	111,400	
事業総利益 (① - ②)③	1,825,184	606,094	479,260	518,432	306,259	△ 84,861	
事業管理費④	1,716,747	453,675	314,479	505,229	299,013	144,351	
(うち減価償却費)⑤	( 103,187)	( 27,269)	( 18,902)	( 30,367)	( 17,973)	( 8,676)	
(うち人件費)⑥	(1,278,803)	( 337,942)	( 234,255)	( 376,344)	( 222,734)	( 107,527)	
※うち共通管理費⑦		64,547	44,743	71,882	42,542	20,538	△ 244,253
(うち減価償却費)⑧		( 3,880)	( 2,689)	( 4,321)	( 2,557)	( 1,234)	(△ 14,681)
(うち人件費)⑨		( 48,081)	( 33,329)	( 53,545)	( 31,690)	( 15,299)	(△ 181,944)
事業利益 (③ - ④)⑩	108,435	152,419	164,781	13,203	7,246	△ 229,212	
事業外収益⑪	79,534	32,714	22,958	13,413	8,878	1,571	
※うち共通分⑫		7,380	5,306	9,959	5,424	1,571	△ 29,640
事業外費用⑬	11,501	2,864	2,059	3,864	2,105	610	
※うち共通分⑭		2,864	2,059	3,864	2,105	610	△ 11,501
経常利益 (⑩ + ⑪ - ⑬)⑮	176,468	182,269	185,680	22,752	14,019	△ 228,251	
特別利益⑯	2,490	620	446	837	456	132	
※うち共通分⑰		620	446	837	456	132	△ 2,490
特別損失⑱	4,141	1,031	741	1,391	758	219	
※うち共通分⑲		1,031	741	1,391	758	219	△ 4,141
税引前当期利益 (⑮ + ⑯ - ⑱)⑳	174,817	181,858	185,384	22,197	13,717	△ 228,339	
営農指導事業分配 配賦額㉑		49,778	46,124	97,044	35,392	△ 228,339	
営農指導事業分配 配賦後税引前 当期利益(㉑ - ㉒)㉒	174,817	132,081	139,260	△ 74,845	△ 21,675		

※⑦、⑫、⑭、⑰、⑲は、各事業に直課できない部分です。

注1. 農業関連事業には、販売事業、倉庫事業、利用事業、その他事業のうち農作業受委託に加え、購買事業の内生産資材です。

注2. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等の再配賦は、その1/3を配布人員割、1/3を人件費を除く事業管理費割、1/3を事業総利益割とした。

(2) 営農指導事業費用負担の配賦は、その1/2を当JAが判断した貢献度割、1/2を事業総利益割とした。

注3. 共通管理費等及び営農指導事業の配賦割合

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	24.9	17.9	33.6	18.3	5.3	100.0
営農指導事業	21.8	20.2	42.5	15.5		100.0

注4. 部門別の資産

(単位：千円)

区 分	合 計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共 通 資 産
事業別の総資産	96,468,982	89,819,429	846,674	3,887,259	1,256,457	156,114	503,049
総資産(共通管理費配分後)※ (うち固定資産)	96,468,982 (3,154,782)	90,290,427 (2,953,776)	851,089 (27,688)	3,907,529 (127,123)	1,263,009 (41,089)	156,928 (5,105)	

※共通資産の他部門への配賦基準

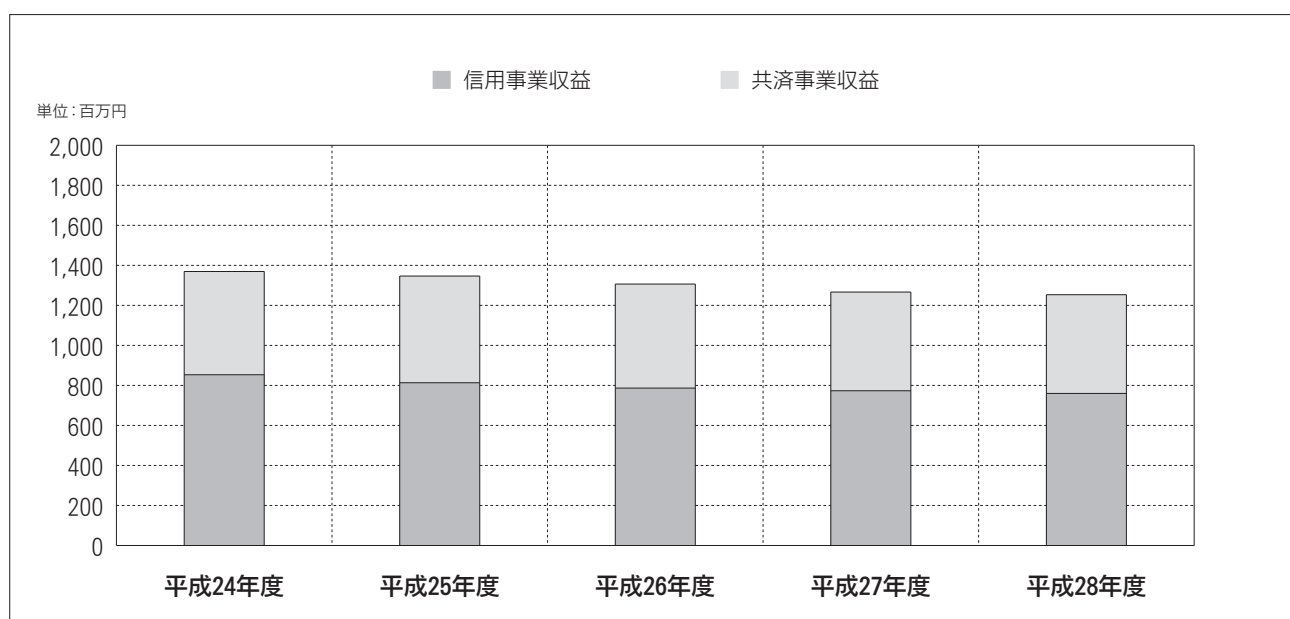
## II. 損益の状況

### 1 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

項 目	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
経 常 収 益	6,956	7,192	6,792	6,406	5,999
信用事業収益	808	785	789	786	764
共済事業収益	556	559	517	507	519
農業関連事業収益	2,878	2,935	2,776	2,704	2,640
生活その他事業収益	2,712	2,911	2,710	2,408	2,075
経 常 利 益	107	225	159	167	176
当 期 剰 余 金	35	130	88	—	129
当 期 損 失 金	—	—	—	97	—
出 資 金	1,986	1,977	1,967	1,960	1,941
( 出 資 口 数 )	(1,986,089)	(1,977,412)	(1,967,158)	(1,960,974)	(1,941,263)
純 資 産 額	5,068	5,143	5,191	5,052	5,144
総 資 産 額	91,008	92,022	93,757	95,519	96,468
貯 金 等 残 高	83,523	83,901	86,109	87,911	89,272
貸 出 金 残 高	12,919	13,878	13,389	13,261	12,735
有 価 証 券 残 高	6,656	5,236	1,612	—	—
剰 余 金 配 当 金 額	19	19	19	19	19
出 資 配 当 額	19	19	19	19	19
職 員 数	279	268	264	254	246
単 体 自 己 資 本 比 率	14.9%	14.8%	14.8%	13.6%	13.6%

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。  
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。  
 3. 信託業務の取り扱いはありません。  
 4. 職員数は常備人を含んでいます。  
 5. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。なお、平成25年度以前は旧告示(パーゼルII)に基づく単体自己資本比率を記載しています。



## 2 利益総括表

(単位：百万円、%)

項 目	27年度	28年度	増 減
資金運用収支	675	663	△ 12
役務取引等収支	20	19	△ 1
その他信用事業収支	△ 62	△ 76	△ 14
信用事業粗利益 (信用事業粗利益率)	634 ( 0.74)	606 ( 0.70)	△ 28 ( △ 0.04)
事業粗利益 (事業粗利益率)	1,880 ( 1.96)	1,825 ( 1.89)	△ 74 ( △ 0.07)

- (注) 1. 資金運用収支=資金運用収益-資金調達費用  
 2. 役務取引等収支=役務取引等収益-役務取引等費用  
 3. その他信用事業収支=(その他事業収益+その他経常収益)-(その他事業直接費用+その他経常費用)  
 4. 信用事業粗利益率=信用事業総利益/信用事業資産(債務保証見返を除く)平均残高×100  
 5. 事業粗利益率=事業総利益/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

## 3 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	27年度			28年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資金運用勘定	83,220	686	0.82%	84,622	665	0.78%
うち預金	69,611	434	0.62%	71,567	431	0.60%
うち有価証券	48	8	16.67%	-	-	-
うち貸出金	13,561	244	1.80%	13,055	233	1.79%
資金調達勘定	86,933	54	0.06%	88,158	47	0.05%
うち貯金・定期積金	86,918	54	0.06%	88,147	47	0.05%
うち借入金	14	0	2.31%	10	0	2.34%
総資金利ざや			0.76%			0.73%

- (注) 1. 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価率(資金調達利回り+経費率)  
 2. 経費率=信用部門の事業管理費/資金調達勘定(貯金・定期積金+借入金)平均残高  
 3. 資金運用勘定の利息欄の預金には農林中金からの事業分量配当金等が含まれています。

## 4 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	27年度増減額	28年度増減額
受 取 利 息	△ 10	△ 22
うち預金	27	△ 2
うち有価証券	△ 22	△ 8
うち貸出金	△ 15	△ 11
支 払 利 息	1	△ 6
うち貯金・定期積金	1	△ 6
うち借入金	0	0
差 引	△ 11	△ 16

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。  
 2. 受取利息の預金には、農林中金からの事業分量配当金等が含まれています。

# Ⅲ. 事業の概況

## 1 信用事業

### (1) 貯金に関する指標

#### ① 科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	27 年 度		28 年 度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
流 動 性 貯 金	26,882	30.9%	27,843	31.5%	961
定 期 性 貯 金	59,952	68.9%	60,233	68.3%	281
そ の 他 の 貯 金	83	0.0%	67	0.0%	△ 16
計	86,918	100.0%	88,144	100.0%	1,226
譲 渡 性 貯 金	—	—	—	—	—
合 計	86,918	100.0%	88,144	100.0%	1,226

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金  
2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

#### ② 定期貯金残高

(単位：百万円)

種 類	27 年 度		28 年 度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
定 期 貯 金	57,922	96.1%	57,888	96.0%	△ 34
うち固定金利定期	57,908	99.9%	57,874	99.9%	△ 34
うち変動金利定期	13	0.0%	13	0.0%	0

(注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金  
2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

### (2) 貸出金等に関する指標

#### ① 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	27年度	28年度	増 減
手 形 貸 付	—	—	—
証 書 貸 付	13,169	12,677	△ 492
当 座 貸 越	391	376	△ 15
割 引 手 形	—	—	—
合 計	13,561	13,053	△ 507

#### ② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	27 年 度		28 年 度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
固 定 金 利 貸 出	11,003	82.9%	10,207	80.1%	△ 796
変 動 金 利 貸 出	2,257	16.9%	2,527	19.9%	270
合 計	13,261	100.0%	12,735	100.0%	△ 526

#### ③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	27年度	28年度	増 減
貯 金 ・ 定 期 積 金 等	363	340	△ 23
有 価 証 券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	45	37	△ 8
そ の 他 担 保 物	245	194	△ 51
小 計	655	571	△ 83
農 業 信 用 基 金 協 会 保 証	5,515	5,558	42
そ の 他 保 証	1,463	1,315	△ 148
小 計	6,978	6,873	△ 105
信 用	5,627	5,290	△ 337
合 計	13,261	12,735	△ 526

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	27年度	28年度	増 減
貯金・定期積金等	—	—	—
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	11	11	0
その他担保物	—	—	—
小計	11	11	0
信用	—	—	—
合計	11	11	0

⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	27年度		28年度		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
設備資金	8,711	65.7%	8,572	67.3%	△ 139
運転資金	4,547	34.3%	4,163	32.7%	△ 384
合計	13,261	100.0%	12,735	100.0%	△ 526

⑥ 貸出金の業種別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	27年度		28年度		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
農業	1,012	7.6%	1,088	8.5%	76
林業	8	0.0%	8	0.0%	0
水産業	2	0.0%	2	0.0%	0
製造業	1,095	8.2%	1,052	8.2%	△ 43
鉱業	31	0.2%	34	0.2%	3
建設・不動産業	591	4.4%	584	4.5%	△ 7
電気・ガス・熱供給水道業	660	5.0%	625	4.9%	△ 35
運輸・通信業	191	1.4%	173	1.3%	△ 18
金融・保険業	1,589	11.9%	1,575	12.3%	△ 14
卸売・小売・サービス業・飲食業	1,383	10.2%	1,379	10.7%	△ 4
地方公共団体	2,603	19.6%	2,229	17.5%	△ 374
非営利法人	—	—	—	—	—
その他	4,092	30.8%	3,980	31.2%	△ 112
合計	13,261	100.0%	12,735	100.0%	△ 526

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

(1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	27年度	28年度	増 減
農業	679	650	△ 29
耕作	310	302	△ 8
野菜・園芸	1	0	△ 1
果樹・樹園農業	2	—	△ 2
工芸作物	—	—	—
養豚・肉牛・酪農	3	2	△ 1
養鶏・養卵	0	—	0
養蚕	—	—	—
その他農業	335	344	9
農業関連団体等	24	—	△ 24
合計	679	650	△ 28

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、「⑥貸出金の業種別残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

そのため、「(1) 営農類型別」と「⑥貸出金の業種別残高」の「農業」の残高は一致しません。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置付けられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

## (2) 資金種類別

### 〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	27年度	28年度	増 減
プロパー資金	472	406	△ 66
農業制度資金	206	243	37
農業近代化資金	183	226	43
その他制度資金	23	17	△ 6
合 計	679	650	△ 29

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。  
 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接的または間接的に融資するものがあり、ここでは①及び③の転貸資金と②を対象としています。  
 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

### 〔受託貸付金〕

該当する取引はありません。

## ⑧ リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

種 類	27年度	28年度	増 減
破綻先債権額	1	1	0
延滞債権額	179	153	△ 26
3ヶ月以上延滞債権額	—	—	—
貸出条件緩和債権額	—	—	—
合 計	181	154	△ 27

- (注) 1. 破綻先債権  
 元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。  
 2. 延滞債権  
 未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸出金をいいます。  
 3. 3ヶ月以上延滞債権  
 元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。  
 4. 貸出条件緩和債権  
 債務者の再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3ヶ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

## ⑨ 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

債 権 区 分	債権額	保 全 額			
		担 保	保 証	引 当	合 計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	109	24	18	67	109
危険債権	45	10	19	16	45
要管理債権	—	—	—	—	—
小 計	154	34	37	83	154
正 常 債 権	12,647				
合 計	12,801				

- (注) 上記債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。なお、当JAは同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しております。  
 ① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権  
 法的破綻等による経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権  
 ② 危険債権  
 経営破綻の状況にはないが、財政状況の悪化等により元本および利息の回収ができない可能性の高い債権  
 ③ 要管理債権  
 3ヶ月以上延滞貸出債権および貸出条件緩和貸出債権  
 ④ 正常債権  
 上記以外の債権

## ⑩ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

○「リスク管理債権」「金融再生法に基づく開示債権」と「自己査定における債務者区分」との関係

(単位：百万円)

自己査定における債務者区分 (対象：総与信)		金融再生法債権区分における開示債権 (対象：信用事業における総与信)	リスク管理債権 (対象：貸出金)
破綻先	1	破産更生債権及び これらに準ずる債権	破綻先債権
実質破綻先	118		延滞債権
破綻懸念先	48	危険債権	153
要 注 意 先	要管理先	要管理債権	3ヵ月以上延滞債権
	その他要注意先	—	貸出条件緩和債権
	—	—	—
正常先	10,613	正常債権	12,647
その他	2,244		

●破綻先  
法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者

●実質破綻先  
法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められる等実質的に経営破綻に陥っている債務者

●破綻懸念先  
現状経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

●要管理先  
要注意先の債務者のうち当該債務者の債券の全部または一部が次に掲げる要管理先債権である債務者  
i 3ヵ月以上延滞債権  
元金または利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸出債権  
ii 貸出条件緩和債権  
経済的困難に陥った債務者の再建または支援をはかり、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権

●その他の要注意先  
要管理先以外の要注意先に属する債務者

●正常先  
業況が良好、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

●その他  
査定対象外となる国、地方公共団体、被管理金融機関等

●破産更生債権及びこれらに準ずる債権  
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由より経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

●危険債権  
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権

●要管理債権  
三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権

●正常債権  
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記以外のものに区分される債権

●破綻先債権  
元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第九十六条第一項第三号のイからホまでに掲げる事由又は同項第四号に規定する自由が生じている貸出金

●延滞債権  
未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金

●3ヵ月以上延滞債権  
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（破綻先債権及び延滞債権を除く）

●貸出条件緩和債権  
債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権を除く）

⑪ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	27 年 度				28 年 度					
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	42	42	—	42	42	42	41	—	42	41
個別貸倒引当金	95	80	—	94	80	80	83	5	74	83
合 計	138	123	—	137	123	123	124	5	116	124

(注) 期中減少額「目的使用」は、貸出金償却、「その他」は洗替えによる取崩額です。

⑫ 貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	27年度	28年度
貸 出 金 償 却 額	—	5

(注) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。

(3) 内国為替取扱実績

(単位：件、百万円)

種 類		27 年 度		28 年 度	
		仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送金・振込為替	件 数	15,572	88,422	15,961	91,005
	金 額	11,476	18,241	11,608	17,981
代金取立為替	件 数	1	—	—	—
	金 額	0	—	—	—
雑 為 替	件 数	2,248	1,829	2,188	1,724
	金 額	2,043	1,645	2,735	2,370
合 計	件 数	17,821	90,251	18,149	92,729
	金 額	13,519	19,886	14,343	20,351

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類		27年度	28年度	増 減
国	債	0	—	0
地 方	債	—	—	—
金 融	債	48	—	△ 48
社	債	—	—	—
合 計		48	—	△ 48

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。



③ 有価証券残存期間別残高

該当する取引はありません。

(5) 有価証券の時価情報等

① 有価証券の時価情報等

該当する取引はありません。

② 金銭の信託の時価情報等

該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

## 2 共済取扱実績

### (1) 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：百万円)

種 類	27 年 度		28 年 度	
	新契約高	保 有 高	新契約高	保 有 高
終 身 共 済	3,528	87,155	3,190	83,773
定 期 生 命 共 済	—	102	200	276
養 老 生 命 共 済	2,060	59,422	1,490	52,199
「うちこども共済	281	9,658	285	9,451
医 療 共 済	—	1,017	10	960
が ん 共 済	—	104	—	85
定 期 医 療 共 済	—	778	—	703
介 護 共 済	101	225	128	345
年 金 共 済	—	134	—	134
建 物 更 生 共 済	7,530	161,474	7,753	160,026
合 計	13,220	310,415	12,772	298,506

(注) 金額は、保障金額（がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額（付加された定期特約金額等を含む）、年金共済は付加された定期特約金額）を表示しています。

### (2) 医療系共済の入院共済金額保有高

(単位：千円)

種 類	27 年 度		28 年 度	
	新契約高	保 有 高	新契約高	保 有 高
医 療 共 済	3,624	25,129	2,874	27,690
が ん 共 済	506	2,245	1,108	3,160
定 期 医 療 共 済	25	1,074	—	1,015
合 計	4,156	28,448	3,982	31,865

(注) 金額は、入院共済金額を表示しています。

### (3) 介護共済の介護共済金額保有高

(単位：百万円)

種 類	27 年 度		28 年 度	
	新契約高	保 有 高	新契約高	保 有 高
介 護 共 済	413	933	273	1,158
合 計	413	933	273	1,158

(注) 金額は、介護共済金額を表示しています。

### (4) 年金共済の年金保有高

(単位：百万円)

種 類	27 年 度		28 年 度	
	新契約高	保 有 高	新契約高	保 有 高
年 金 開 始 前	744	1,334	763	1,325
年 金 開 始 後	—	730	—	713
合 計	744	2,064	763	2,039

(注) 金額は、年金年額（利率変動型年金にあっては、最低保証年金額）を表示しています。

### (5) 短期共済新契約高

(単位：百万円)

種 類	27 年 度		28 年 度	
	金 額	掛 金	金 額	掛 金
火 災 共 済	29,349	27	29,492	24
自 動 車 共 済	—	341	—	325
傷 害 共 済	44,156	11	39,972	11
団 体 定 期 生 命 共 済	—	—	—	—
定 額 定 期 生 命 共 済	8	0	8	0
賠 償 責 任 共 済	—	0	—	0
自 賠 責 共 済	—	45	—	42
合 計	—	426	—	402

(注) 1. 金額は、保障金額を表示しています。

2. 自動車共済、賠償責任共済、自賠責共済は掛金総額です。

### 3 経済事業取扱実績

#### (1) 買取購買品取扱実績

(単位：百万円)

種 類		27年度	28年度
生産資材	肥料	620	574
	農薬	489	476
	農機具	706	681
	飼料	56	51
	生産雑資材	374	395
	計	2,246	2,179
生活物資	米	30	30
	食料品	40	48
	酒・塩	36	36
	衣料品・装飾品	19	22
	日用品	26	20
	燃料	1	1
	油類	985	908
	自動車	462	361
	その他の耐久資材	395	279
	計	1,998	1,708
合 計	4,245	3,888	

#### (2) 受託販売品取扱実績

(単位：百万円)

種 類		27年度	28年度
農産物	米	3,447	3,636
	麦	31	26
	豆類・雑穀	167	113
	種苗	41	43
	野菜	165	182
	果実	0	0
	花卉・花木	0	0
畜産物	227	283	
その他	7	7	
合 計	4,087	4,295	

### 4 指導事業

(単位：百万円)

項 目		27年度	28年度
収入	賦課金	13	13
	指導事業補助金	2	4
	実費収入	6	8
	指導実収	—	0
	計	22	26
支出	営農改善費	82	78
	生活文化事業費	8	14
	教育情報費	4	4
	営農関連費用	15	14
	計	110	111

## IV. 経営諸指標

### 1 利益率

(単位：%)

項目	27年度	28年度	増減
総資産経常利益率	0.17%	0.18%	0.01%
資本経常利益率	3.31%	3.43%	0.12%
総資産当期純利益率	△0.10%	0.13%	0.23%
資本当期純利益率	△1.92%	2.52%	4.44%

- (注) 1. 総資産経常利益率=経常利益/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100  
 2. 資本経常利益率=経常利益/純資産勘定平均残高×100  
 3. 総資産当期純利益率=当期剰余金(税引後)/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100  
 4. 資本当期純利益率=当期剰余金(税引後)/純資産勘定平均残高×100

### 2 貯貸率・貯証率

(単位：%)

区分	27年度	28年度	増減	
貯貸率	期末	15.08%	14.26%	△0.82%
	期中平均	15.60%	14.80%	△0.80%
貯証率	期末	—	—	—
	期中平均	0.05%	—	△0.05%

- (注) 1. 貯貸率(期末)=貸出金残高/貯金残高×100  
 2. 貯貸率(期中平均)=貸出金平均残高/貯金平均残高×100  
 3. 貯証率(期末)=有価証券残高/貯金残高×100  
 4. 貯証率(期中平均)=有価証券平均残高/貯金平均残高×100

## V. 自己資本の充実の状況

### 1 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項目	28年度	経過措置による不算入額	27年度	経過措置による不算入額
コア資本にかかる基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	4,243		4,173	
うち、出資金及び資本準備金の額	3,263		3,282	
うち、再評価積立金の額	—		—	
うち、利益剰余金の額	1,035		920	
うち、外部流出予定額 (△)	44		19	
うち、上記以外に該当するものの額	△9		△11	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	45		47	
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	45		47	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	456		515	
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	4,745		4,736	

項 目	28年度	経過措置による不算入額	27年度	経過措置による不算入額
コア資本にかかる調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	3	4	1	7
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	3	4	1	7
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	3	—	1	—
自己資本				
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	4,742	—	4,734	—
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	31,121	—	30,732	—
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△5,134	—	△5,128	—
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	4	—	7	—
うち、繰延税金資産	—	—	—	—
うち、前払年金費用	—	—	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△6,406	—	△6,408	—
うち、上記以外に該当するものの額	1,267	—	1,272	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	3,741	—	3,854	—
信用リスク・アセット調整額	—	—	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	34,863	—	34,586	—
自己資本比率				
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	13.60	—	13.68	—

- (注) 1. 農協法第11条の2第1項第2号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。  
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。  
3. 当JAが有する全ての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

## 2 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット (標準的手法)	27年度			28年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b = a × 4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b = a × 4%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	3,019	—	—	2,241	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	71,619	14,323	572	73,464	14,692	587
法人等向け	926	893	35	1,346	1,312	52
中小企業等向け及び個人向け	428	184	7	363	142	5
抵当権付住宅ローン	1,472	507	20	1,367	470	18
不動産取得等事業向け	23	—	—	20	—	—
三月以上延滞等	100	22	0	57	20	1
信用保証協会等保証付	5,520	540	21	5,562	545	22
共済約款貸付	47	—	—	58	—	—
出資等	703	703	28	703	703	28
他の金融機関等の対象資本調達手段	5,841	14,604	584	5,840	14,601	584
特定項目のうち調整項目に算入されないもの	—	—	—	—	—	—
複数の資産を裏付とする資産(いわゆるファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—	—	—
証券化(エクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるもの	—	△ 5,128	△ 205	—	△ 5,134	△ 205
上記以外	4,615	4,079	163	4,236	3,765	151
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	94,318	30,731	1,229	95,263	31,121	1,245
CVAリスク相当額 ÷ 8%	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
信用リスク・アセットの額の合計額	94,318	30,723	1,229	95,263	31,121	1,244
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額 < 基礎的手法 >	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除した額 a		所要自己資本額 b = a × 4%	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除した額 a		所要自己資本額 b = a × 4%
	3,854		154	3,741		149
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己資本額 b = a × 4%	リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己資本額 b = a × 4%
	34,586		1,383	34,863		1,394

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。  
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。  
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。  
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。  
5. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。  
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるもの」とは、他の金融機関等の対象資本調達手段、コア資本に係る調整項目(無形固定資産、繰延税金資産等)および土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したものの、不算入としたもの該当します。  
7. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。  
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。  
< オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法) >

$$\frac{\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

### 3 信用リスクに関する事項

#### ① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R & I)
株式会社日本格付研究所 (J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (M o o d y' s)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス (S & P)
フィッチレーティングスリミテッド (F i t c h)

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスクスコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスクスコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R & I、Moody's、JCR、S & P、Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R & I、Moody's、JCR、S & P、Fitch	

#### ② 信用リスクに関するエクスポージャー (業種別、残存期間別) 及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

		27 年 度				28 年 度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高		三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高		三月以上延滞エクスポージャー		
		う ち 貸出金等	う ち 債 券		う ち 貸出金等	う ち 債 券			
法 人	農 業	368	367	—	4	374	373	—	4
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	—	—	—	—	2	—	—	2
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	577	577	—	—	547	547	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	72,819	1,521	—	—	78,964	1,520	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	262	262	—	0	730	730	—	0
	日本国政府・地方公共団体	3,019	3,019	—	—	2,241	2,241	—	—
	上 記 以 外	5,374	38	—	4	480	30	—	—
個 人	7,641	7,554	—	91	7,375	7,364	—	47	
そ の 他	4,254	—	—	—	4,546	—	—	1	
業 種 別 残 高 計	94,318	13,341	—	100	95,263	12,805	—	57	
1 年 以 下	71,715	528	—	—	73,492	459	—	—	
1 年 超 3 年 以 下	775	775	—	—	969	969	—	—	
3 年 超 5 年 以 下	1,160	1,160	—	—	1,177	1,177	—	—	
5 年 超 7 年 以 下	1,233	1,233	—	—	731	731	—	—	
7 年 超 10 年 以 下	1,124	1,124	—	—	1,146	1,146	—	—	
10 年 超	8,214	8,214	—	—	7,969	7,969	—	—	
期限の定めのないもの	10,095	305	—	—	9,775	352	—	—	
残 存 期 間 別 合 計	94,318	13,341	—	—	95,263	12,807	—	—	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産 (自己資本控除となるものは除く) 並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。  
 2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲内でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。  
 3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。  
 4. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。  
 5. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	27 年 度					28 年 度				
	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	48	47		48	47	47	45		47	45
個別貸倒引当金	123	123	0	123	116	116	97	5	110	97

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	27 年 度					28 年 度							
	個別貸倒引当金				貸出金 償 却	個別貸倒引当金				貸出金 償 却			
	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額			期 末 残 高	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高		
			目的使用	その他				目的使用	その他				
法 人	農 業	3	4	—	3	4	—	4	4	—	4	4	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	2	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	6	6	—	6	6	6	—	6	6	—	6	6
	上 記 以 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	113	105	—	113	105	—	105	84	5	105	84	—	
業 種 別 計	123	116	—	123	116	—	116	97	5	116	97	—	

- (注) 1. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。  
 2. 期中減少額「目的使用」は、貸出金償却、「その他」は洗替えによる取崩額です。  
 3. 貸出金償却は、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

	27 年 度			28 年 度			
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計	
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウエイト 0%	—	3,916	3,916	—	3,049	3,049
	リスク・ウエイト 2%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウエイト 4%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウエイト 10%	—	5,400	5,400	—	5,457	5,457
	リスク・ウエイト 20%	—	71,632	71,632	—	73,473	73,473
	リスク・ウエイト 35%	—	1,451	1,451	—	1,344	1,344
	リスク・ウエイト 50%	—	124	124	—	76	76
	リスク・ウエイト 75%	—	238	238	—	185	185
	リスク・ウエイト 100%	—	8,115	8,115	—	8,226	8,226
	リスク・ウエイト 150%	—	4,719	4,719	—	4,721	4,721
	リスク・ウエイト 200%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウエイト 250%	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウエイト 1250%	—	—	—	—	—	—
	計	—	95,598	95,598	—	96,535	96,535

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるものを除く）及び派生商品取引の与信相当額を含みます。  
 2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。  
 3. 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。  
 4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。



## 4 信用リスク削減手法に関する事項

### ① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

### ② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	27 年 度		28 年 度	
	適格金融資産担保	保 証	適格金融資産担保	保 証
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地 方 三 公 社 向 け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—
法 人 等 向 け	16	—	14	—
中小企業等向け及び個人向け	16	35	8	30
抵 当 権 付 住 宅 ロ ー ン	14	—	14	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
三 月 以 上 延 滞 等	—	—	—	—
証券化（エクスポージャー）	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—
上 記 以 外	112	9	97	9
合 計	159	45	135	40

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

## 5 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

## 6 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

## 7 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

### ① 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当J Aにおいては、これらを①子会社及び関連会社株式、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当J Aの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社及び関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

### ② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	27年度		28年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	5,023	5,023	5,024	5,024
合計	5,023	5,023	5,024	5,024

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

### ③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

27年度			28年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

### ④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

27年度		28年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

### ⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

27年度		28年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

## 8 金利リスクに関する事項

### ① 金利リスクの算定方法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当J Aでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスクの算定方法、管理方法は以下のとおりです。

- 市場金利が上下に2%変動した時（ただし0%を下限）に発生する経済価値の変化額（低下額）を金利リスク量として算出しています。

- 要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、0～5年の期間に均等に振り分けて（平均残存2.5年）リスク量を算定しています。

- 金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

金利リスク＝運用勘定の金利リスク量＋調達勘定の金利リスク量（△）

算出した金利リスク量は毎月経営層に報告するとともに、四半期ごとにALM委員会および理事会に報告して承認を得ています。また、これらの情報を踏まえ、四半期ごとに運用方針を策定しています。

### ② 金利ショックに対する損益・経済価値の増減額

（単位：百万円）

	27年度	28年度
金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	－	－

# MEMO

## 【 役員等の報酬体系 】

## 1. 役員

### (1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、理事及び監事をいいます。

### (2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、平成28年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：千円)

対象役員（注1）に対する報酬等	支給総額（注2）	
	基本報酬	退職慰労金
	43,141	—

(注1) 対象役員は、理事26名、監事6名です。(期中に退任した者を含む。)

(注2) 退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額)によっています。

### (3) 対象役員の報酬等の決定等について

#### ① 役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定しています。

#### ② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額を算定し、総会で理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

## 2. 職員等

### (1) 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当J Aの職員及び当J Aの主要な連結子法人等の役職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当J Aの業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

### (2) 報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

当J Aの職員の報酬等は、給与、賞与及び退職給与となり、それぞれ理事会で定めた給与規程等に基づき、給与については毎月所定の支給日に、賞与については7月と12月に、退職金については退職後速やかに職員指定の口座に振り込みの方法で支給しています。

また、当J Aの主要な連結子法人等の役職員の報酬等の種類及び支払方法も当J Aの役員又は職員の報酬等に準じています。

平成28年度における対象職員等に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

(単位：百万円)

対象職員等（注1）に対する報酬等	支給総額（注2）		
	給与等	賞与	退職金
当J Aの職員	797	183	△28
主要な連結子法人等の職員	22	4	—

(注1) 対象職員等に該当する者は、当J Aの職員254人、当該の主要な連結子法人等の職員7人です(いずれも当期に退職した者を含みます)。

(注2) 賞与及び退職慰労金・退職金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額)によっています。

(注3) 「主要な連結子法人等」とは、当J Aの連結子法人等のうち、当J Aの連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社及び経営上重要な連結子法人をいいます。

(注4) 「同等額」は、平成28年度に当J Aの常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

(注5) 「当J Aの業務及び財産の状況に重要な影響を与えるもの」は、管理部門(役職)に携わるものを対象としています。

### (3) 報酬等の決定等について

当J Aの職員の給与は、原則として終身雇用を前提とした年功給と職務・職能給を中心とした基本給に各種の役職と生活補助のための諸手当からなっています。

賞与は、基本給をベースに労使交渉を踏まえて設定した月数を乗じて決定しており、退職給与は、基本給に勤続年数ごとの所定の支給率を乗じて得た額を退職時まで加算累積して算定しています。

いずれも労使交渉を踏まえて理事会が決定する給与規程、退職給与規程の定めるところに従って決定・管理されます。

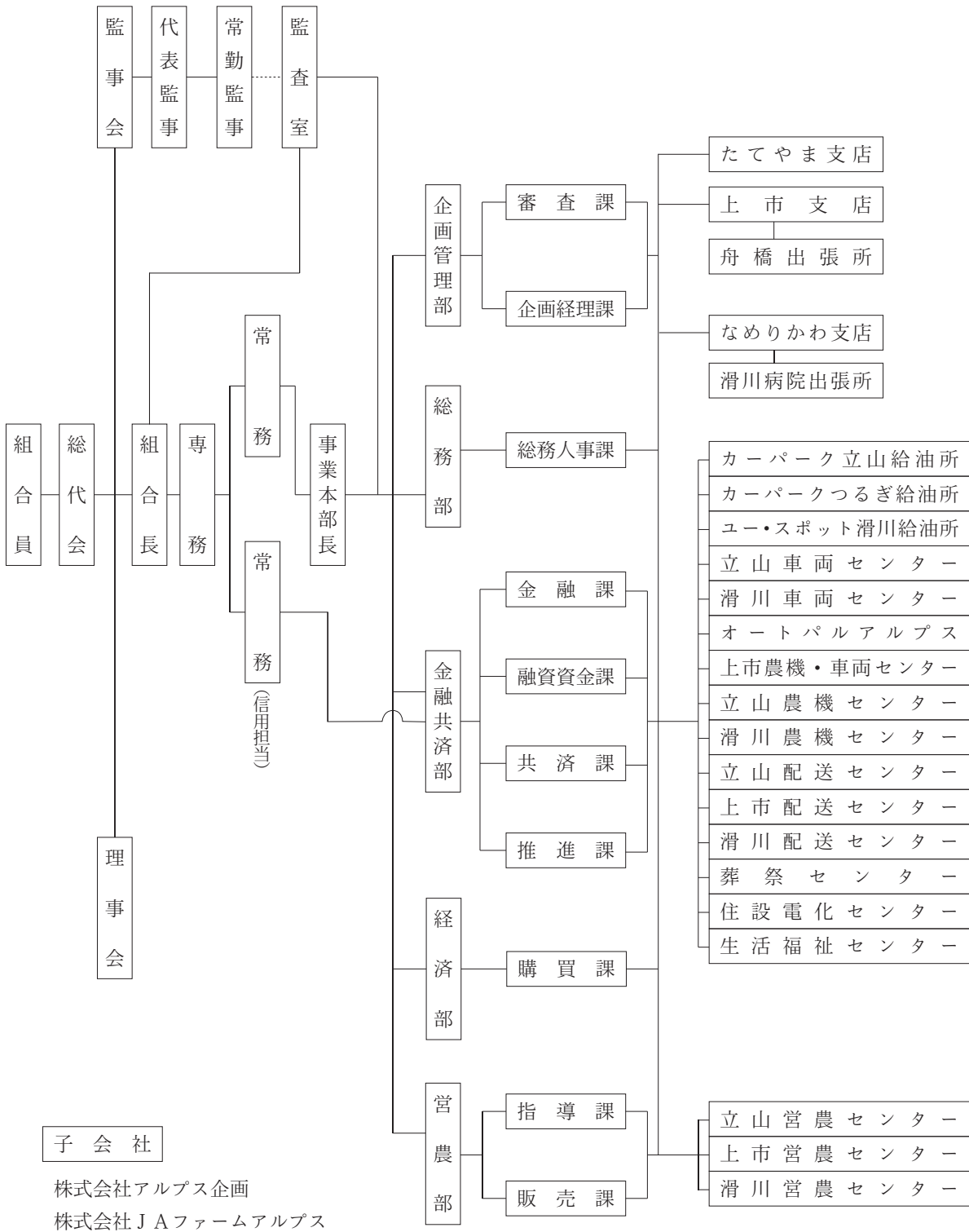
なお、当J Aの主要な連結子法人等の役職員の報酬等の決定等は、当J Aの役員又は職員の報酬等の決定等に準じています。

## 3. その他

当J Aの対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。

## 【 J A の 概 要 】

# 1 機構図



※平成29年5月末日現在



## 2 役員一覧

(平成29年5月末現在)

役員	氏名	役員	氏名
代表理事組合長	伊 藤 孝 邦	理事	ヒサ 田 良 光
代表理事専務	サ 佐 伯 敏 隆	理事	ジョウ 城 前 正 道
常務理事	コン 近 堂 昭 夫	理事	ナカ 中 ヤマ 山 ケン 研 ロウ 郎
常務理事	ウス 確 井 和 男	理事	ミズ 水 カミ 上 リュウ 龍 ノ スケ 之 介
理事 事業本部長	ミ 三 輪 聡	理事	フジ 藤 タ 田 アキ 彰 オ 夫
理事	モリ 森 カワ 川 ミキ 幹 オ 雄	理事	フジ 藤 イ 井 ソウ 宗 イチ 一
理事	ナリ 成 セ 瀬 ヒサ 久 オ 雄	理事	ドウ 道 カン 寛 ヒサ 久 オ 雄
理事	マツ 松 イ 井 ハル 春 オ 夫	理事	キ 喜 ダ 田 ヨシ 義 タカ 孝
理事	イシ 石 カワ 川 ミ 美 キ 喜 オ 男	理事	イシ 石 ハラ 原 ノリ 範 アキ 昭
理事	イシ 石 ツカ 塚 トシ 敏 ハル 晴	理事	クワ 桑 ハラ 原 タケ 武 ヒト 仁
理事	ヒラ 平 イ 井 ヒサ 久 アキ 秋	理事	ナカ 中 ガワ 川 ノリ 範 コ子
理事	ハギ 萩 ナカ 中 タカ 隆 オ 雄	理事	マツ 松 モト 本 ク 久 ミ 美 コ子
代表監事	伊 東 幸 一	監事	クロ 黒 カワ 川 サトル 梧
常勤監事	ウオ 魚 セ 瀬 ヨ 代 ネ 根 オ 夫	監事	フカ 深 ミ 美 シュウ 修 イチ 一
員外監事	ゾウ 蔵 シマ 島 ダイ 大 ゾウ 造		

### 3 組合員数

(単位：人)

	27年度末	28年度末	増減
正組合員数	9,115	8,963	△ 152
個人	9,058	8,901	△ 157
法人	57	62	5
准組合員数	4,548	4,540	△ 8
個人	4,161	4,154	△ 7
法人	387	386	△ 1
合計	13,663	13,503	△ 160

### 4 組合員組織の状況

組織名	構成員数	組織名	構成員数
年金友の会	4,613名	J A アルプス女性部	427名
共済友の会	1,079名	園芸生産(野菜)組織	192名
助け合い組織 よつ葉会	70名	園芸生産(果樹)組織	82名
生産組合組織	350名	園芸生産(花卉)組織	40名
J A アルプス青壮年部	423名	畜産生産組織	13名

### 5 特定信用事業代理業者の状況

区分	氏名又は名称(商号)	主たる事務所の所在地	代理業を営む営業者又は事業所の所在地
----	------------	------------	--------------------

該当ありません。

### 6 地区一覧

当J Aの地区は、滑川市、立山町、上市町、舟橋村の区域としています。

## 7 店舗等のご案内

(平成29年5月末現在)

店 舗 名	住 所	電 話 番 号	A T M
本 店	上市町若杉 3 - 3	(代)076-472-1222	
たてやま支店	立山町前沢 1216	076-463-0560	※ 2台
上市支店	上市町若杉 3 - 3	076-472-0580	※ 2台
舟橋出張所	舟橋村仏生寺 31	076-464-1113	1台
なめりかわ支店	滑川市柳原 79 - 5	076-475-0138	※ 2台
滑川病院出張所	〃 常盤町 119	076-475-0326	1台
カーパーク立山給油所	立山町前沢 2436	076-463-0405	
カーパークつるぎ給油所	上市町法音寺 2 - 2	076-472-1224	
ユー・スポット滑川給油所	滑川市柳原 79 - 5	076-475-1551	
立山車両センター	立山町前沢新町 725	076-463-3116	
滑川車両センター	滑川市柳原 79 - 2	076-475-1601	
オートパルアルプス	上市町江上 7 - 18	076-473-9351	
上市農機・車両センター	〃 江上 7 - 18	076-472-2705	
立山農機センター	立山町前沢新町 716	076-462-9310	
滑川農機センター	滑川市柳原 79 - 5	076-475-1261	
立山配送センター	立山町前沢新町 626	076-463-5523	
上市配送センター	上市町法音寺 2	076-473-2766	
滑川配送センター	滑川市柳原 79 - 1	076-475-0071	
葬祭センター	上市町柿沢 234 - 2	076-473-9046	
住設電化センター	〃 若杉 3 - 3	076-472-6666	
生活福祉センター	〃 若杉 3 - 3	076-472-0581	
立山営農センター	立山町前沢新町 716	076-462-9301	
上市営農センター	上市町若杉 3 - 3	076-472-5519	
滑川営農センター	滑川市上島 235	076-475-6900	

店 舗 外 A T M 設 置 店	立山町宮路 28	旧立山ふれあいセンター	1台
	〃 利田 709	旧利田ふれあいセンター	1台
	〃 道源寺 849	旧釜ヶ淵ふれあいセンター	1台
	上市町法音寺 2	旧上市ふれあいセンター	1台
	〃 中江上 106	旧宮川ふれあいセンター	1台
	〃 柿沢 234 - 2	旧柿沢ふれあいセンター	1台
	滑川市上島 235	滑川営農センター	1台
〃 追分 3253	旧早月加積ふれあいセンター	1台	

※は、日曜・祝日・年末も稼働のATMです。

## 組合単体開示項目掲載ページ一覧（農協法施行規則204条関係）

開 示 項 目	ペー ジ
<b>〈概況及び組織に関する事項〉</b>	
○ 業務の運営の組織	55
○ 理事及び監事の氏名及び役職名	56
○ 事務所の名称及び所在地	58
○ 特定信用事業代理業者に関する事項	57
<b>〈主要な業務の内容〉</b>	
○ 主要な業務の内容	13～18
<b>〈主要な業務に関する事項〉</b>	
○ 直近の事業年度における事業の概況	2
○ 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	35
・ 経常収益（事業の区分ごとの事業収益及びその合計）	35
・ 経常利益又は経常損失	35
・ 当期剰余金又は当期損失金	35
・ 出資金及び出資口数	35
・ 純資産額	35
・ 総資産額	35
・ 貯金等残高	35
・ 貸出金残高	35
・ 有価証券残高	35
・ 単体自己資本比率	35
・ 剰余金の配当の金額	35
・ 職員数	35
○ 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	36～44
◇ 主要な業務の状況を示す指標	36～44
・ 事業粗利益及び事業粗利益率	36
・ 資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支	36
・ 資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや	36
・ 受取利息及び支払利息の増減	36
・ 総資産経常利益率及び資本経常利益率	45
・ 総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	45
◇ 貯金に関する指標	37
・ 流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高	37
・ 固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高	37
◇ 貸出金等に関する指標	37～38・45
・ 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	37
・ 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	37
・ 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	37～39
・ 用途別の貸出金残高	38
・ 業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合	38
・ 主要な農業関係の貸出実績	38～39
・ 貯貸率の期末値及び期中平均値	45
◇ 有価証券に関する指標	41～42・45
・ 商品有価証券の種類別の平均残高	41
・ 有価証券の種類別の残存期間別の残高	42
・ 有価証券の種類別の平均残高	41
・ 貯証率の期末値及び期中平均残高	45
<b>〈業務の運営に関する事項〉</b>	
○ リスク管理の体制	4～5
○ 法令遵守の体制	5～11
○ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	4
○ 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	11
<b>〈直近の2事業年度における財産の状況に関する事項〉</b>	
○ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（損失金処理計算書）	19～32
○ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	37～41
・ 破綻先債権に該当する貸出金	39～40
・ 延滞債権に該当する貸出金	39～40
・ 3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	39～40
・ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	39～40
○ 自己資本の充実の状況	45～49
○ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	41～42
・ 有価証券	41～42
・ 金銭の信託	42
・ デリバティブ取引	42
・ 金融等デリバティブ取引	42
・ 有価証券店頭デリバティブ取引	42
○ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	41・49
○ 貸出金償却の額	41

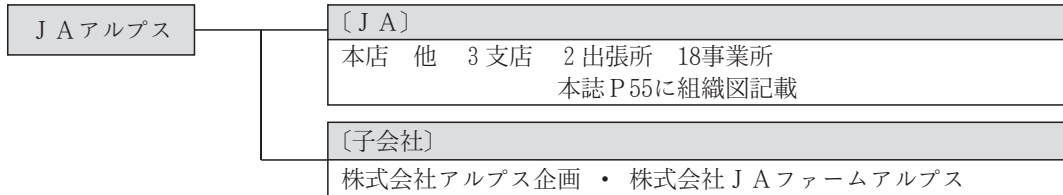
# VI 連結情報

## 1 グループの概況

### (1) グループの事業系統図

J Aアルプスのグループは、当JA、子会社 株式会社アルプス企画、株式会社JAファームアルプスで構成されています。このうち、当年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は2社です。

(また、金融業務を営む関連法人等はありません。)なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと連結財務諸表規則に基づき範囲に含まれる会社に、相違ありません。



### (2) 子会社等の状況

会社名	株式会社 アルプス企画	代表者名	伊 藤 孝 邦	
設立年月日	平成15年 8月 1日	所在地	中新川郡上市町若杉3-3	
事業内容	・ 葬祭事業 ・ 販売及び精米事業	組合出資比率	100%	
		組合グループ出資比率	-	
資本金総額	99,950千円			

会社名	株式会社 JAファームアルプス	代表者名	伊 藤 孝 邦	
設立年月日	平成26年 3月 28日	所在地	中新川郡上市町若杉3-3	
事業内容	農作業受託事業	組合出資比率	92%	
		組合グループ出資比率	-	
資本金総額	8,300千円			

※組合グループの出資比率は、当該会社に対する組合を除く組合の子会社等の出資比率です。

### (3) 連結事業概況 (平成28年度)

#### ① 事業の概況

平成28年度の当組合の連結決算は、子会社である株式会社アルプス企画、株式会社JAファームアルプスを連結しております。連結決算の内容は、連結経常利益182百万円、連結当期剰余金132百万円、連結純資産5,184百万円、連結総資産96,439百万円で、連結自己資本比率は13.7%となりました。

#### ② 連結子会社等の事業概況

株式会社アルプス企画は主に葬祭事業を営んでおり、ゆうゆう館でのホール使用料、霊柩車、祭壇等の使用料に限定した売上となっております。平成27年度に一部を改装し、家族葬・法要に利用できる小ホールを設けて、利用者の利便性を図っています。当期の葬祭取扱い件数は81件と前年より16件減となり、当期剰余金は204千円となりました。

また、株式会社JAファームアルプスは農作業受託事業を営んでいます。水稻受託面積は、昨年より2,300a増の7,200a (134戸、682筆)となり、当期剰余金は2,873千円となりました。

### (4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円)

項 目	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
連結経常収益	7,084	7,223	6,831	6,581	6,163
信用事業収益	808	785	789	786	764
共済事業収益	556	559	517	507	519
農業関連事業収益	2,878	2,935	2,787	2,889	2,686
生活その他事業収益	2,840	2,942	2,736	2,397	2,193
連結経常利益	110	226	151	166	181
連結当期剰余金	36	130	80	-	132
連結当期損失金	-	-	-	86	-
連結純資産額	5,107	5,179	5,220	5,092	5,184
連結総資産額	90,984	91,994	93,712	95,482	96,439
連結自己資本比率	14.9%	14.9%	14.9%	13.8%	13.7%

(注) 1. 連結経常収益は各事業収益の合計額を表しています。

2. 連結当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

3. 「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)II)に基づき算出しております。なお、平成25年度以前は旧告示(パーゼルに基づく連結自己資本比率を記載しています)。

### (5) 連結貸借対照表

(単位：千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	27年度	28年度		27年度	28年度
(資産の部)			(負債の部)		
1. 信用事業資産	85,111,659	86,363,771	1. 信用事業負債	88,509,786	89,627,015
(1) 現金	331,224	269,726	(1) 貯金	87,823,751	89,187,165
(2) 預金	71,177,188	73,026,976	(2) 借入金	12,031	8,331
(3) 貸出金	13,217,663	12,694,677	(3) その他の信用事業負債	662,851	420,368
(4) その他の信用事業資産	497,706	486,290	(4) 債務保証	11,151	11,151
(5) 債務保証見返	11,151	11,151	2. 共済事業負債	516,593	440,402
(6) 貸倒引当金(控除)	△ 123,275	△ 125,051	3. 経済事業負債	313,684	262,513
2. 共済事業資産	48,389	58,941	4. 設備借入金	6,933	5,620
3. 経済事業資産	1,804,134	1,630,837	5. 雑負債	175,273	102,455
4. 雑資産	179,640	130,937	(1) 未払法人税等	57,334	20,203
5. 固定資産	3,353,541	3,277,802	(2) その他の負債	117,938	82,251
6. 外部出資	4,903,238	4,903,348	6. 諸引当金	455,325	405,518
7. 繰延税金資産	82,369	73,862	(1) 賞与引当金	55,861	55,234
			(2) 退職給付に係る負債	383,695	329,051
			(3) 役員退任慰労引当金	15,768	21,211
			7. 再評価に係る繰延税金負債	412,554	411,015
			<b>負債の部合計</b>	<b>90,390,151</b>	<b>91,254,542</b>
			1. 組合員資本	4,232,448	4,328,324
			(純資産の部)		
			(1) 出資金	1,960,974	1,941,263
			(2) 資本剰余金	1,322,004	1,322,004
			(3) 利益剰余金	963,527	1,077,986
			(4) 処分未済持分	△ 11,007	△ 9,879
			(5) 子会社の所有する親組合出資金	△ 3,050	△ 3,050
			2. 評価・換算差額等	860,073	856,036
			(1) その他有価証券評価差額金	—	—
			(2) 土地再評価差額金	860,073	856,036
			3. 非支配株主持分	300	600
			<b>純資産の部合計</b>	<b>5,092,822</b>	<b>5,184,961</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>95,482,974</b>	<b>96,439,505</b>	<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>95,482,974</b>	<b>96,439,505</b>

## (6) 連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	27年度	28年度		27年度	28年度
<b>1. 事業総利益</b>	<b>1,910,863</b>	<b>1,862,240</b>	(3) 共済事業収益	507,660	519,429
(1) 信用事業収益	786,954	764,611	(4) 共済事業費用	38,083	40,168
資金運用収益	734,565	713,240	<b>共済事業総利益</b>	<b>469,577</b>	<b>479,260</b>
(うち預金利息)	( 434,093)	( 431,195)	(5) その他事業収益	5,286,562	4,879,889
(うち有価証券利息)	( 1,854)	( -)	(6) その他事業費用	4,479,639	4,103,004
(うち貸出金利息)	( 244,998)	( 233,852)	<b>その他事業総利益</b>	<b>806,923</b>	<b>776,885</b>
(うちその他受入利息)	( 53,619)	( 48,192)	<b>2. 事業管理費</b>	<b>1,828,491</b>	<b>1,761,875</b>
役務取引等収益	25,439	24,024	(1) 人件費	1,330,851	1,300,629
その他事業直接収益	7,009	-	(2) その他事業管理費	497,640	461,241
その他経常収益	19,939	27,347	<b>事業利益</b>	<b>82,368</b>	<b>100,362</b>
(2) 信用事業費用	152,592	158,517	<b>3. 事業外収益</b>	<b>90,242</b>	<b>93,451</b>
資金調達費用	58,970	49,575	<b>4. 事業外費用</b>	<b>6,123</b>	<b>11,966</b>
(うち貯金利息)	( 52,858)	( 45,807)	<b>経常利益</b>	<b>166,486</b>	<b>181,848</b>
(うち給付補填備金繰入)	( 1,515)	( 1,667)	<b>5. 特別利益</b>	<b>45,868</b>	<b>5,438</b>
(うち借入金利息)	( 342)	( 253)	<b>6. 特別損失</b>	<b>315,682</b>	<b>7,044</b>
(うちその他支払利息)	( 4,254)	( 1,847)	<b>税引前当期純利益</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
役務取引等費用	4,548	4,634	<b>税引前当期損失</b>	<b>103,327</b>	<b>180,242</b>
その他経常費用	89,072	104,307	<b>7. 法人税・住民税及び事業税</b>	<b>68,100</b>	<b>40,349</b>
(うち貸倒引当金繰入額)	-	7,552	<b>8. 法人税等調整額</b>	<b>△ 84,479</b>	<b>6,968</b>
<b>信用事業総利益</b>	<b>634,362</b>	<b>606,094</b>	<b>法人税等合計</b>	<b>△ 16,378</b>	<b>47,317</b>
			<b>9. 少数株主利益</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
			<b>当期剰余金</b>	<b>-</b>	<b>132,923</b>
			<b>当期損失金</b>	<b>86,948</b>	<b>-</b>

## (7) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	27年度	28年度		27年度	28年度
<b>1. 事業活動によるキャッシュ・フロー</b>			(その他の資産及び負債の増減)		
税引前当期利益	△ 103,325	180,242	その他の資産の純増(△)減	△ 94,571	28,506
減価償却費	138,647	117,733	その他の負債の純増減(△)	△ 35,200	△ 13,465
減損損失	305,609	—	未払消費税等の増減(△)額	△ 10,750	△ 5,616
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 8,066	△ 20,466	信用事業資金運用による収入	710,541	721,074
賞与引当金の増減額(△は減少)	△ 2,993	△ 45	信用事業資金調達による支出	△ 50,639	△ 50,293
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	△ 48,994	△ 606	共済貸付金利息による収入	1,462	1,061
その他引当金等の増加額	5,137	△ 49,200	共済借入金利息による支出	△ 1,470	△ 1,053
信用事業資金運用収益	△ 734,565	△ 713,240	<b>小 計</b>	<b>△ 975,611</b>	<b>2,011,658</b>
信用事業資金調達費用	58,970	49,575	雑利息及び出資配当金の受取額	52,805	56,531
共済貸付金利息	△ 1,277	△ 1,063	雑利息の支払額	△ 122	—
共済借入金利息	1,286	1,055	法人税等の支払額	△ 18,699	△ 77,480
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 52,657	△ 52,288	<b>事業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△ 941,628</b>	<b>1,990,708</b>
支払雑利息	122	—	<b>2. 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券関係損益(△は益)	△ 1,216	—	有価証券の売却による収入	1,611,960	—
固定資産売却損益(△は益)	△ 21,365	1,651	有価証券の償還による収入	1,854	—
(信用事業活動による資産及び負債の増減)			固定資産の取得による支出	△ 42,965	△ 42,229
貸出金の純増(△)減	144,105	522,986	固定資産の売却による収入	168,292	△ 1,416
預金の純増(△)減	△3,200,000	100,000	外部出資による支出	△ 50	△ 110
貯金の純増減(△)	1,789,187	1,363,414	外部出資の売却等による収入	△ 10	—
信用事業借入金の純増減(△)	△ 4,032	△ 3,700	<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>1,739,082</b>	<b>△ 43,755</b>
その他の信用事業資産の純増(△)減	△ 2,514	3,581	<b>3. 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
その他の信用事業負債の純増減(△)	173,833	△ 241,766	設備借入れによる収入	50,933	—
(共済事業活動による資産及び負債の増減)			設備借入金の返済による支出	△ 60,593	△ 1,313
共済貸付金の純増減	7,693	△ 10,495	出資の増額による収入	30,211	9,958
共済借入金の純増減(△)	△ 8,370	10,949	出資の払戻しによる支出	△ 46,649	△ 29,669
共済資金の純増減	40,788	△ 80,475	持分の譲渡による収入	10,521	△ 16,564
未経過共済付加収入の純増減(△)	△ 7,413	△ 6,662	持分の取得による支出	△ 8,370	△ 1,570
(経済事業活動による資産及び負債の増減)			出資配当金の支払額	△ 19,619	△ 19,503
受取手形及び経済事業未収金の純増(△)減	△ 33,170	69,146	<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△ 43,565</b>	<b>△ 58,662</b>
経済受託債権の純増(△)減	41,713	110,626	<b>4. 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)</b>	<b>743,324</b>	<b>1,888,290</b>
棚卸資産の純増(△)減	633	31,662	<b>5. 現金及び現金同等物の期首残高</b>	<b>2,665,087</b>	<b>3,408,412</b>
支払手形及び経済事業未払金の純増減(△)	17,529	△ 67,153	<b>6. 現金及び現金同等物の期末残高</b>	<b>3,408,412</b>	<b>5,296,703</b>
経済受託債務の純増減(△)	9,723	15,982			



## (8) 連結注記表

(平成27年度分)

### I. 連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項
  - (1) 連結される子会社  
平成18年度より、株式会社アルプス企画を連結対象の子会社といたしました。  
平成26年度より、株式会社J Aファームアルプスを連結対象の子会社といたしました。
2. 連結される子会社事業年度等に関する事項
  - (1) 連結される子会社・子法人等の決算日は次のとおりです。  
2月末日
  - (2) 連結される子会社は、それぞれの決算日と連結決算日の差異がありませんのでそれぞれの当該決算日の財務により連結しております。連結決算日と上記の決算日等の間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。
3. 連結される子会社の資産及び負債の評価に関する事項  
連結される子会社の資産および負債の評価については全面時価評価法を採用しております。
4. 連結調整勘定の償却  
連結調整勘定の償却については、発生年度に全額償却しております。
5. 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項  
連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基づいて作成しております。

### II. 重要な会計方針に係る事項に関する事項

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
.....取引及び保有はありません。
- (2) 金銭の信託の評価基準及び評価方法  
.....取引及び保有はありません。
- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法  
.....取引及び保有はありません。
- (4) 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
.....最終仕入原価法による原価法
- (5) 減価償却の方法  
○有形固定資産  
建物は定額法を採用し、税法基準の償却率によっています。動産については、定率法を採用し、税法基準の償却率によっております。  
○無形固定資産  
定額法を採用しております。
- (6) 退職給付引当金  
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務について、必要額を計上しております。
- (7) リース取引に係る会計処理の方法  
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引で、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (8) 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式（アルプス企画）、税抜方式（J Aファームアルプス）によっております。

### III. 連結キャッシュ・フロー計算書に関する事項

- (1) 現金及び現金同等物の資金の範囲  
連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金及び通知預金となっております。
- (2) 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係  
現金及び預金勘定 68,308,412千円  
定期性預金勘定 64,900,000千円  
現金及び現金同等物 3,408,412千円

(平成28年度分)

### I. 連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項
  - (1) 連結される子会社  
平成18年度より、株式会社アルプス企画を連結対象の子会社といたしました。  
平成26年度より、株式会社J Aファームアルプスを連結対象の子会社といたしました。
2. 連結される子会社事業年度等に関する事項
  - (1) 連結される子会社・子法人等の決算日は次のとおりです。  
2月末日
  - (2) 連結される子会社は、それぞれの決算日と連結決算日の差異がありませんので、それぞれの当該決算日の財務により連結しております。連結決算日と上記の決算日等の間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。
3. 連結される子会社の資産及び負債の評価に関する事項  
連結される子会社の資産及び負債の評価については全面時価評価法を採用しております。
4. 連結調整勘定の償却  
連結調整勘定の償却については、発生年度に全額償却しております。
5. 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項  
連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基づいて作成しております。

### II. 重要な会計方針に係る事項に関する事項

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
.....取引及び保有はありません。
- (2) 金銭の信託の評価基準及び評価方法  
.....取引及び保有はありません。
- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法  
.....取引及び保有はありません。
- (4) 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
.....最終仕入原価法による原価法
- (5) 減価償却の方法  
○有形固定資産  
建物は定額法を採用し、税法基準の償却率によっております。動産については、定率法を採用し、税法基準の償却率によっております。  
○無形固定資産  
定額法を採用しております。
- (6) 退職給付引当金  
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務について、必要額を計上しております。
- (7) リース取引の処理方法  
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引で、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (8) 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式（アルプス企画）、税抜方式（JAファームアルプス）によっております。

### III. 連結キャッシュ・フロー計算書に関する事項

- (1) 現金及び現金同等物の資金の範囲  
連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金及び通知預金となっております。
- (2) 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係  
現金及び預金勘定 73,296,703千円  
定期性預金勘定 68,000,000千円  
現金及び現金同等物 5,296,703千円

## (9) 連結剰余金計算書

(単位：千円)

科 目	27年度	28年度
連結剰余金期首残高	890,946	963,527
連結剰余金増加高	179,148	1,039
連結剰余金減少高	19,619	19,503
支払配当金	19,619	19,503
役員賞与金	—	—
当期剰余金	86,948	132,923
連結剰余金期末残高	963,527	1,077,986

## (10) 連結事業年度のリスク管理債権残高

(単位：百万円)

種 類	27年度	28年度	増 減
破綻先債権額	1	1	0
延滞債権額	160	153	△ 7
3ヶ月以上延滞債権額	—	—	—
貸出条件緩和債権額	—	—	—
合 計	162	154	△ 8

(注) 1. 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金をいいます。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、注1に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のものをいいます。

3. 3ヶ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3ヶ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

## (11) 連結事業年度の事業別経常収益等

(単位：百万円)

区 分	項 目	27年度	28年度
信 用 事 業	事業収益	786	764
	経常利益	193	182
	資産の額	89,401	90,290
共 済 事 業	事業収益	507	519
	経常利益	159	185
	資産の額	842	851
農 業 関 連 事 業	事業収益	2,889	2,686
	経常利益	31	25
	資産の額	3,867	3,909
そ の 他 事 業	事業収益	2,397	2,193
	経常利益	△ 217	△ 211
	資産の額	1,371	1,389
計	事業収益	6,581	6,163
	経常利益	166	181
	資産の額	95,482	96,439

(注) 連結事業収益は、銀行等の連結経常収益に相当するものです。

## (12) 財務諸表の正確性等にかかる確認書

### 確 認 書

- 1 私は、当JAの平成28年3月1日から平成29年2月28日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
  - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
  - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
  - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

平成29年6月20日  
アルプス農業協同組合  
代表理事組合長

伊藤 孝 邦



## 2 連結自己資本の充実の状況

### ◇ 連結自己資本比率の状況

平成29年2月末における連結自己資本比率は、13.73%となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

#### ○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発 行 主 体	アルプス農業協同組合
資 本 調 達 手 段 の 種 類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	1,941百万円

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

### (1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	28年度	経過措置による不算入額	27年度	経過措置による不算入額
コア資本にかかる基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	4,283		4,215	
うち、出資金及び資本準備金の額	3,260		3,282	
うち、再評価積立金の額	—		—	
うち、利益剰余金の額	1,077		963	
うち、外部流出予定額 (△)	44		19	
うち、上記以外に該当するものの額	△ 9		△11	
コア資本に算入される評価・換算差額等	—		—	
うち、退職給付に係るものの額	—		—	
コア資本に係る調製後非支配株主持分の額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	45		47	
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	45		47	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	456		515	
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0		0	
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	4,785		4,779	

項 目	28年度	経過措置による不算入額	27年度	経過措置による不算入額
コア資本にかかる調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	3	4	1	7
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	3	4	1	7
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	3	—	1	—
自己資本				
自己資本の額((イ) - (ロ)) (ハ)	4,782	—	4,777	—
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	31,083	—	30,695	—
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△5,134	—	△5,128	—
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	4	—	7	—
うち、繰延税金資産	—	—	—	—
うち、退職給付に係る資産	—	—	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△6,406	—	△6,408	—
うち、上記以外に該当するものの額	1,267	—	1,272	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	3,741	—	3,854	—
信用リスク・アセット調整額	—	—	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	34,824	—	34,549	—
連結自己資本比率				
連結自己資本比率((ハ) / (ニ))	13.73	—	13.83	—

- (注) 1. 農協法第11条の2第1項第2号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。  
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。  
3. 当JAが有する全ての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

## (2) 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット (標準的手法)	27年度			28年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b = a × 4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b = a × 4%
我が国の中央政府 及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	3,019	—	—	2,241	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融 商品取引業者向け	71,619	14,323	572	73,464	14,692	587
法人等向け	926	893	35	1,346	1,312	52
中小企業等向け及び個人向け	428	184	7	363	142	5
抵当権付住宅ローン	1,472	507	20	1,367	470	18
不動産取得等事業向け	23	—	—	20	—	—
三月以上延滞等	100	22	0	57	20	0
信用保証協会等保証付	5,520	540	21	5,562	545	21
共済約款貸付	47	—	—	58	—	—
出資等	582	582	23	582	582	28
他の金融機関等の対象資本調達手段	5,841	14,604	584	5,840	14,601	584
特定項目のうち調整項目に算入されないもの	—	—	—	—	—	—
複数の資産を裏付とする 資産(いわゆるファンド) のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—	—	—
証券化(エクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセット の額に算入、不算入となるもの	—	△ 5,128	△ 205	—	△ 5,134	△ 205
上記以外	4,702	4,199	167	4,321	3,765	150
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	94,279	30,726	1,229	95,227	31,000	1,244
CVAリスク相当額 ÷ 8%	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
<b>信用リスク・アセットの額の合計額</b>	<b>94,279</b>	<b>30,726</b>	<b>1,229</b>	<b>95,227</b>	<b>31,000</b>	<b>1,244</b>
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本額 < 基礎的手法 >	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除した額 a		所要自己資本額 b = a × 4%	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除した額 a		所要自己資本額 b = a × 4%
	3,854		154	3,741		149
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己資本額 b = a × 4%	リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己資本額 b = a × 4%
	34,550		1,382	34,863		1,394

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。  
 2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。  
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。  
 4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。  
 5. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。  
 6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入・不算入となるもの」とは、他の金融機関等の対象資本調達手段、コア資本に係る調整項目(無形固定資産、繰延税金資産等)および土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したものの、不算入としたもの該当します。  
 7. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。  
 8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。  
 < オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法) >

$$\frac{\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

### (3) 信用リスクに関する事項

#### ① リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、J A以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。J Aの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P 5～6）をご参照ください。

#### ② 標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（R & I）
株式会社日本格付研究所（J C R）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（M o o d y ' s）
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ（S & P）
フィッチレーティングスリミテッド（F i t c h）

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスクスコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスクスコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R & I、Moody's、JCR、S & P、Fitch	
法人等向けエクスポージャー（短期）	R & I、Moody's、JCR、S & P、Fitch	

③ 信用リスクに関するエクスポージャー（業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		27年度				28年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高			三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			三月以上延滞エクスポージャー
		うち貸出金等	うち債券			うち貸出金等	うち債券		
法人	農業	368	367	—	4	374	373	—	4
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	2	—	—	2
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	577	577	—	—	547	547	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	72,819	1,521	—	—	78,964	1,520	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	262	262	—	0	730	730	—	0
	日本国政府・地方公共団体	3,019	3,019	—	—	2,241	2,241	—	—
	上記以外	5,374	38	—	4	480	30	—	—
個人	7,641	7,554	—	91	7,375	7,364	—	47	
その他	4,218	—	—	—	4,510	—	—	1	
業種別残高計		94,282	13,339	—	100	95,227	12,807	—	57
1年以下		71,715	528	—		73,492	459	—	
1年超3年以下		775	775	—		969	969	—	
3年超5年以下		1,160	1,160	—		1,177	1,177	—	
5年超7年以下		1,233	1,233	—		731	731	—	
7年超10年以下		1,124	1,124	—		1,146	1,146	—	
10年超		8,214	8,214	—		7,969	7,969	—	
期限の定めのないもの		10,059	305	—		9,739	352	—	
残存期間別合計		94,279	13,339	—		95,227	12,807	—	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの除く）及び派生商品取引の与信相当額を含みます。  
 2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲内でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。  
 3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。  
 4. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。  
 5. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。



④ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	27 年 度					28 年 度				
	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	48	47		48	47	47	45		47	47
個別貸倒引当金	123	123	0	123	116	116	97	5	110	97

⑤ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	27 年 度							28 年 度						
	個別貸倒引当金						貸出金 償 却	個別貸倒引当金						貸出金 償 却
	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	期 首 残 高		期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高			
			目的使用	その他				目的使用	その他					
法 人	農 業	3	4	-	3	4	-	4	4	-	4	4	-	
	林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	水 産 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	2	-	
	鉱 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	卸売・小売・飲食・サービス業	6	6	-	6	6	-	6	6	-	6	6	-	
上 記 以 外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
個 人	113	105	-	113	105	-	105	84	5	105	84	-		
業 種 別 計	123	116	-	123	116	-	116	97	5	116	97	-		

- (注) 1. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。  
 2. 期中減少額「目的使用」は、貸出金償却、「その他」は洗替えによる取崩額です。  
 3. 貸出金償却は、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。

⑥ 信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額

(単位：百万円)

	27 年 度			28 年 度		
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高						
リスク・ウェイト 0%	-	3,916	3,916	-	3,049	3,049
リスク・ウェイト 2%	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイト 4%	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイト 10%	-	5,400	5,400	-	5,457	5,457
リスク・ウェイト 20%	-	71,596	71,596	-	73,437	73,437
リスク・ウェイト 35%	-	1,451	1,451	-	1,344	1,344
リスク・ウェイト 50%	-	124	124	-	76	76
リスク・ウェイト 75%	-	238	238	-	185	185
リスク・ウェイト 100%	-	8,115	8,115	-	8,226	8,226
リスク・ウェイト 150%	-	4,719	4,719	-	4,721	4,721
リスク・ウェイト 200%	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイト 1250%	-	-	-	-	-	-
計	-	95,562	95,562	-	96,499	96,499

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるものを除く）及び派生商品取引の与信相当額を含みます。  
 2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。  
 3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したのものについても集計の対象としています。  
 4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。  
 5. 平成25年度の「1250%」の項目には、自己資本控除額とした額を記載しています。

## (4) 信用リスク削減手法に関する事項

### ① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあつて、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、J Aのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 4～5）をご参照ください。

### ② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	27 年 度		28 年 度	
	適格金融資産担保	保 証	適格金融資産担保	保 証
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地 方 三 公 社 向 け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—
法 人 等 向 け	16	—	14	—
中小企業等向け及び個人向け	16	35	8	30
抵 当 権 付 住 宅 ロ ー ン	14	—	14	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
三 月 以 上 延 滞 等	—	—	—	—
証券化（エクスポージャー）	—	—	—	—
上 記 以 外	112	9	97	9
合 計	159	45	135	40

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

## (5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

## (6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

## (7) オペレーショナル・リスクに関する事項

### ① オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJ Aのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。J Aのリスク管理態勢を構築しています。J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 4～5）をご参照ください。

## (8) 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

### ① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資等エクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJ Aのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社についても、子会社に準じたリスク管理態勢を構築しています。J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 4～5）をご参照ください。

### ② 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	27年度		28年度	
	連結貸借対照表計上額	時価評価額	連結貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	582	582	582	582
合計	582	582	582	582

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

### ③ 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

27年度			28年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

### ④ 連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

27年度		28年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

### ⑤ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

27年度		28年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

## (9) 金利リスクに関する事項

### ① 金利リスクの算定方法の概要

連結グループの金利リスクの算定方法は、J Aの金利リスクの算定方法に準じた方法により行っています。

J Aの金利リスクの算定方法は、単体の開示内容（p. 4～5）をご参照ください。

### ② 金利ショックに対する損益・経済価値の増減額

(単位：百万円)

	27年度	28年度
金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	—	—

## 組合連結開示項目掲載ページ一覧（農協法施行規則205条関係）

開 示 項 目	ページ
<b>〈組合及び子会社等の概況に関する事項〉</b>	
○ 組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	60
○ 組合の子会社等に関する事項	60
・ 名称	60
・ 主たる営業所又は事務所の所在地	60
・ 資本金又は出資金	60
・ 事業の内容	60
・ 設立年月日	60
・ 組合が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	60
・ 組合の1の子会社等以外の子会社等有する当該1の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	60
<b>〈主要な業務に関する事項を連結したもの〉</b>	
○ 直近の事業年度における事業の概況	60
○ 直近の5連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標	60
・ 経常収益	60
・ 経常利益（経常損失）	60
・ 当期利益（当期損失）	60
・ 純資産額	60
・ 総資産額	60
・ 連結自己資本比率	60
<b>〈直近の2連結会計年度における財産の状況に関する事項を連結したもの〉</b>	
○ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書	61～65
○ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	65
・ 破綻先債権に該当する貸出金	65
・ 延滞債権に該当する貸出金	65
・ 3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	65
・ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	65
○ 自己資本の充実の状況	67～74
○ 組合及びその子法人等が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益の額及び資産の額として算出したもの	65



発行／平成29年6月

〒930-0314 中新川郡上市町若杉3-3  
TEL. 076-472-1222 FAX.076-472-2130  
ホームページ <http://ja-alps.jp/>